

3 調印関係

132 昭和3年6月13日 在米国澤田臨時代理大使より
田中外務大臣宛(電報)

不戦条約調印期日等に関する米紙報道につき
西欧部長に問合せについて

ワシントン 6月13日後発
本 省 6月14日前着

第二一四号

往電第二一二号ニ関シ

十一日國務長官紐育 Dutch Reformed Church ニテ演説ノ際不戦条約問題ニ関シ十五ヶ国間ニ商議進行中ナル旨ヲ述ヘタル趣ニテ新聞紙ニ白耳義、波蘭、「チェッコスロバキア」トノ間ニモ話合進行シ右三国ハ Original Signatory ノ中ニ加ヘラル可キ旨又本条約ノ調印ハ初メ七月四日米國独立祭ニ巴里ニ於テス可キ考モアリシ由ナルカ該期日迄ニハ他ノ諸國側ノ準備整ハサル惧アルニ付七月十四日仏國國祭日ニ華盛頓ニテ行フコトニ仮ニ決定セル旨ノ報道アリシヲ以テ十三日西欧部長ニ尋ネタル処同部長ハ右三国ニハ正

ヨリ米国条約案受諾ノ趣旨ノ回答接到頗ル満足トシ居ル旨(独回答ハ十三日又仏、伊ノ分ハ十六日公表済)又英國ヨリモ明後十八日頃同趣旨ノ回答アル事ト期待シ居ル旨述ヘ調印地ニ付テハ巴里ナレハ各國外務大臣参集ニモ好都合ナル処成ルヘク多数國ノ外相自身署名スル事トナレハ条約ノ權威ヲ高ムル所以ナリトモ思考セラレ旁々多分仏國側ヨリ同地ヲ提議シ来ルナラント想察シ居ル処米國ハ右ニ異存無ク而シテ右招請アリタル場合ニハ恐ラクハ「ケロッグ」長官自身渡仏スルコトトナリハセスヤト思考ス將又調印ノ時期ハ結局本年十月末頃ニナルナラント存シ居ル旨述ヘ居リタリ

134 昭和3年7月17日 在米国澤田臨時代理大使より
田中外務大臣宛(電報)

不戦条約調印式に田中外相の出席方米國國務
長官希望について

ワシントン 7月17日後発
本 省 7月18日前着

第二五一号

往電第二四七号ニ関シ

式ノ招請ヲ発シタル次第ニハアラサルモ右三国代表者トノ間ニ非公式会談ヲ為シツツアル旨並ニ調印期日ニ付テハ右新聞報道ノ如ク考ヘ居ルモノアランモ右ハ本件交渉ノ進行ニ係ル事ニテ未タ何等決定的ニ考慮セラレ居ラスト述ヘタリ
尚十二日印度政府ノ招請応諾方回答接到セル趣ニテ國務省ヨリ発表セラレタリ
仏ニ転電シ英、伊、独、白、波蘭、チェッコスロバキア及ヒ「ゼネバ」連盟ニ暗送セシム

133 昭和3年7月16日 在米国澤田臨時代理大使より
田中外務大臣宛(電報)

不戦条約の調印地及び時期に関するキャッス
ル國務次官補の談話について

ワシントン 7月16日後発
本 省 7月17日前着

第二四六号

往電第二四四号面会ノ節「キャッスル」ハ既ニ独、仏、伊

十七日國務長官ノ求メニ依リ往訪セルニ長官ハ往電第二四九号覚書ヲ以テ日本政府ハ満足セラルルナラムト述ヘタルニ付本官ハ何等ノ意見ヲ述ヘス単ニ米國側ノ迅速ナル回答ヲ謝スルト共ニ右ハ昨夜直ニ東京ニ電報シ置キタリト告ケ置キタリ次テ長官ハ不戦条約ニ関スル米國政府提案ニ対シ各國ヨリ漸次受諾ノ回答出揃フニツケ(愛蘭ヨリノ応諾回答十七日公表)徐々調印ノ手配ヲ考慮シ置キ度シト存シ居ル処未タ内々ノコトニテ確然トハ申シ難キモ八月二十七、八日頃巴里ニ於テ調印ヲ行フコトトナルヘシト存セラルト言ヒタルニ付本官ハ昨日「キャッスル」ハ右ハ十月末頃ナラント述ヘタル旨語リタル処長官ハ右ハ何カノ思違ナラント言ヒ尚進テ右ニ就キテハ多分仏國ヨリ追テ招請アルナラムト思考セラレ居ル次第ナルカ其ノ際ハ事柄ノ重要ナルニモ願ミ關係国外務大臣成ルヘク多数参集スルコト望マシク自分モ他国外務大臣集マルニ於テハ出来得ル限り渡仏シ度考ナル処日本外務大臣ニ於テハ出席ナルヘキヤト述ヘタルニ依リ本件ニ付テハ何等知ル所ナキモ日本ハ遠隔ノ地ニモアリ又御承知ノ通田中男爵ハ総理ノ重職ニ居ラルル上外務ヲ兼任シ居ラルルノ次第ナルヲ以テ旁其ノ渡仏ハ困難ニ

アラサルカト思考スト答へタルニ長官ハ右ハ御尤ノ儀ト思
フモ万一田中外務大臣ノ御出席ヲ得ハ結構ナリト考へ居ル
次第ナリト述へタリ

右長官ノ話ハ閣下ノ御出席方特ニ懇請シタル訳ニハアラス
シテ単ニ内々我方ノ意向ヲ質シタルモノト察セラルル所本
条約交渉今後ノ成行ニ応シ適當ノ機会ニ何等カ挨拶ヲナシ
置ク方然ルヘキ様ニ思考セラル右御同感ナルニ於テハ何分
ノ挨拶振御回示ヲ請フ
仏ニ転電シ仏ヲシテ英、伊、独ニ転電シ連盟帝国事務局長
ニ転達セシム

135 昭和3年7月20日 田中外務大臣より
在米国澤田臨時代理大使宛（電報）

田中外務大臣渡仏不可能の旨米当局に申入れ
方訓令

第一五八号

本省 7月20日午後発

貴電第二五一号末段ニ関シ

往電合第二七一号対米回答手交ノ際政務多端ノ為遺憾乍ラ
渡仏不可能ナル旨申添フル筈ナルカ貴官ニ於テモ適當ノ機

テ不戦条約調印ノコトト相成ル筈ノ処其ノ際ハ事柄ノ重大
ナルニ鑑ミ英、仏、独等諸国ノ外務大臣自ラ参列ノ予定ナ
ル由唯伊国「ムツソリニー」ハ差支アルニ依リ外務次官ヲ
特派スヘントノコトナルカ長官モ目下ノ処大体来月十七日
頃渡仏ノ積リナリ然ルニ田中大臣渡仏不可能ナル事情ハ長
官ニ於テモ能ク了解シ居ルモ前述ノ次第二モアリ又同調印
式ハ各国外務大臣等ノ参集ニ依リ出来得ル丈ケ重味ヲ付ケ
ムトノ各方面ノ希望モアリ旁長官ニ於テハ日本側ニテモ右
調印ノ為特ニ日本ヨリ全権ヲ渡欧セシメラレ得レハ仕合セ
ナリトシ居ル次第ナルカ自分トシテモ右様詮議出来得レハ
日本カ本条約ノ成立ヲ重大視シ居ラルル誠意ノ表示トモナ
リ寔ニ結構ナリト思考スルニ付右ノ次第東京ニ電報願ハレ
間敷キ哉ト述へタルニ付本官ハ本件ニ付テハ田中大臣渡仏
方不可能ナルコトヲ承知スルノミナルカ御申越ノ次第ハ早
速本省へ電報スヘント答へタル処自分ハ本日午後離華スヘ
キニ付回答アリタル節ハ直接長官自身ニ通知セラレタシト
述へタリ何分ノ儀御回電ヲ請フ
仏ニ転電シ英、独、伊ニ暗送セシム

会ニ右可然申入レラレ度シ

尚当方宛米国公文「テキスト」ニハ第一回、第二回ノ分ト
モ条約ノ日付ヲ単ニ「in the year at cetera」ト記載シア
リタルカ英国政府ノ白書中四月十三日付対英米国公文「テ
キスト」ニハ条約案ノ末尾ニ「...in the year of Our Lord
One Thousand Nine Hundred and Twenty...」トアリ右
ノOur Lordハ基督教国ニアラサル我国トシテハ受諾シ
難キニ付調印ノ際ノ条約文ニハ之ヲ挿入セサル様先方当局
ニ注意シ置カレ度シ
本大臣訓令トシテ仏ニ転電アリ度シ

136 昭和3年7月26日 在米国澤田臨時代理大使より
田中外務大臣宛（電報）

不戦条約調印式出席者に関するマクベール大使
との会談について

第二六四号

ワシントン 7月26日午後発
本省 7月27日午後着

「マクベール」大使二十五日着華本二十六日日本官来訪ノ際国
務長官ノ希望ニ基ク趣ヲ以テ来ル八月二十七日頃巴里ニ於

137 昭和3年7月27日 在伊国松田大使より
田中外務大臣宛（電報）

不戦条約調印式にムツソリーニは出席せずと
の情報について

第七七号

ローマ 7月27日午後発
本省 7月28日午前着

当館諜報者（米大使ト親交アリ）ノ報告左ノ通
（一）不戦条約巴里ニ於テ調印ノ場合「ムツソリーニ」ノ出馬ハ
左ノ理由ニ依リ不可能ナリ
一昨年ノ「ボローニヤ」事件以来同氏ノ周囲ノ者ハ同氏カ
暗殺ノ危険ニ曝サルル事ヲ極力避ケシメ居ルカ故ニ外国ニ
赴クコト困難ナルカ仮リニ同氏カ之等ノ忠言ヲ無視スルト
スルモ「アンチ、ファシスト」運動ノ中心タル巴里ニ赴ク
カ如キハ実現セサルヘク他方仏国政府ニ於テモ同氏ノ為非
常警護ノ手段ヲ執ルヲ要シ迷惑ナルヘシ
（二）然ルニ欧米列強外相中独リ同氏ノミ不参ノ場合ニハ悪意
ノ解釈ヲ付セラルル虞アリ伊国ニ取り面白カラサル結果
ヲ生スヘシ
（三）在伊米国大使ハ右ノ事情ヲ詳細政府ニ報告スルト共ニ元

来本件条約ノ原動力ハ「ケロッグ」ニシテ且今日ノ成功
ハ同氏努力ノ結果ナルヲ指摘シ威信及「プレスティジ」
維持上華府ニ於テ調印スヘキヲ主張シ故「ウキルソン」
ノ過ヲ繰返ヘンシバニ赴クカ如キ威信ヲ損スル行為ヲ不
可ト為シ尚華府ニ於テ調印スレハ欧州列強外相中華府ニ
赴ク事不可能ナル者ヲ生シ「ムソリーニ」ノ不参モ問題
ヲ生セサルコトトナルヘシトノ意見ヲ上申セリ

138 昭和3年7月29日 在米國澤田臨時代理大使より
田中外務大臣宛(電報)

米國國務長官の不戦条約調印式出席について

ワシントン 本 省 7月29日前着 発

第二六七号

不戦条約調印ニ関スル仏國政府ヨリノ招請状接到セル旨並
ニ他ノ關係国外務大臣参集スルニ於テハ國務長官モ渡仏ス
ヘク右調印ハ八月二十七日頃ニ行ハルル旨廿七日
國務省ニテ発表セラレタリ尚長官ハ目下ノ処来月十八日出
発ノ目算ニテ調印ノ上ハ即時帰来ノ答ナル旨新聞紙ニ報セ
ラル

本 省 8月3日前着

第二七五号(大至急)

貴電第一七二号ニ関シ

二日「キヤッスル」次官補ニ面会尋ネタル処國務長官愈渡
仏ノコトニ確定調印ハ同長官単独ニテ為ス管隨員ハ西欧部
長 Theodore Marriner (同人ハ仏國側ト諸般ノ打合せヲ
為ス為先発) Spencer Phenix (先達テ迄國務省ニ勤務不
戦条約案ノ起草ニ關係シ最近辭職紐育ニテ弁護士業ヲ営ミ
居ルモノ) 及長官秘書官 William Beckノ三人ナリト答ヘ
尚本官ノ問ニ対シ他國側ニテ一人ニテ調印スルヤ又ハ二人
ニテ為スヤハ各國夫々決定セラレ差支無シト考ヘ居レリト
述ヘタリ
仏ニ転電セリ

141 昭和3年8月4日 田中外務大臣より
在仏國安達大使宛(電報)

我が方の調印者を二人とすることにつき仏國
政府の意向問合せについて

本 省 8月4日 発

第一二九号

仏ニ転電シ英、独、伊ニ郵送セシム
米、英、仏ニ轉電シ独、白、波蘭、「チエッコ」へ暗送セ
リ

139 昭和3年8月2日 田中外務大臣より
在米國澤田臨時代理大使宛(電報)

米國側調印者及び随行員につき問合せ

本 省 8月2日 発

第一七二号

貴電第二六四号ニ関シ

仏國政府ヨリモ本大臣出張ノ能否ヲ非公式ニ問合セ来レル
ニ付往電第一五八号ノ通告ヘ置タルカ米國側ニ於テハ國務
長官単独ニテ調印スルモノナリヤ若ハ駐仏米國大使ト共ニ
之ヲナス意向ナリヤ又國務長官ノ随行員顔触レト共ニ大至
急御問合セノ上回電アリ度シ
仏ニ轉電アリ度シ

140 昭和3年8月2日 在米國澤田臨時代理大使より
田中外務大臣宛(電報)

米國側調印者及び随行員につき報告

ワシントン 8月2日後発

在米澤田代理大使来電第二七五号ニ関シ

帝國政府トシテハ本邦ヨリノ特派全權委員及貴官ノ兩人ニ
依リ署名調印スルコトトシ度キ内意ナル処他國側トノ振合
モアル次第ニ付本問題ニ関スル責任國政府ノ意向御問合セ
ノ上至急回電アリ度シ

142 昭和3年8月4日 田中外務大臣より
在米國澤田臨時代理大使宛(電報)

各國の調印者につき問合せの上回電方につい

て

本 省 8月4日 発

第一八一号

貴電第二七五号ニ関シ

帝國政府トシテハ本邦ヨリノ特派全權委員及安達大使ノ兩
人ヲシテ署名調印セシメ度キ内意ナル処貴電ニ依レハ米國
当局ニ於テハ本問題ハ各國夫々決定シ差支ヘナシト考ヘ居
ル趣ナルモ我方ノミ独リ他國ト異ナル様ノコトアリテモ面
白カラサルニ付他國ノ振合ヲ参酌ノ上確定シ度國務省ニ於
テ關係國ノ委員任命振ニ関シ承知スル処アリヤ御問合セ至
急回電アリタシ

143 昭和3年8月(5)日 在米國澤田臨時代理大使より
田中外務大臣宛(電報)

不戦条約原調印国等に関するキヤッスル国務
次官補の談話について

ワシントン 本 省 8月5日前着 発

第二七八号
往電第二七七号ニ関シ

会谈ノ節「キヤッスル」ハ西班牙ヨリ不戦条約原調印国タ
ラムコトヲ熱心ニ運動シ来リシモ匈牙利、亜爾然丁、伯刺
西爾等ニモ同様ノ希望アリ此ノ際一度西班牙ノ申出ニ応ス
ル事トセハ其ノ他ヲ排除スル事能ハス其ノ結果關係国全部
ノ批准完了期鮮カラス遅ルル虞アルニ付原調印国ハ十五ヶ
国ニ限定スル事ト為シ居レリ尚調印ニ付テハ目下仏国側ニ
テ作成中ナル一個ノ文書ニ各代表連記署名調印ノ旨ニテ
原調印国以外ノ国ノ加盟ニ付テハ始メ調印式ト時ヲ同クシ
別ノ文書ニ調印加盟セシムル案モアリタルカ右ハ露国ヨリ
加盟申入ノ場合敢テ之ヲ拒否スル考ハ無キモ同国代表カ單
ニ調印ノミヲ以テ満足セス其ノ機会ヲ捉ヘ各種問題ニ関シ
余計ノ言説ヲ為シ折角ノ調印式ヲ攪乱スル虞ナシトセス旁

恐ラクハ次官ノ方ナルヘシ將又加奈陀ハ首相参列ノ事ト諒
解ス又「アイルランド」首相モ多分参列スル事トナルヘキ
ヤニ察セラルルカ其ノ他ノ英屬領ニ付テハ何等承知セスト
述ヘ尚往電第二七五号「キヤッスル」談話同様何レノ一國
ヨリ二人ヲ出サルル事アルモ差支ナシト思考スト述ヘタリ

145 昭和3年8月6日 田中外務大臣より
田中総理大臣宛

全権委任状下付に関する上奏案及び全権委任
状案

田中外務大臣

田中総理大臣
欧二機密第四〇五号

戦争抛棄ニ関スル条約ニ署名調印ノ全権御委任状ヲ枢密顧
問官伯爵内田康哉ニ対シ御下付ノ儀別紙ノ通上奏候条可然
御取計相成度此段申進候也

(別紙) 上奏案

戦争抛棄ニ関スル条約ニ署名調印スルノ全権ヲ枢密顧問官
從二位勲一等伯爵内田康哉ニ御委任相成候様仕度別紙御委
任状案相添此段謹テ奏ス

々是等諸國ノ加盟ハ調印式後適當ノ時期ニ譲ラシムル考ヘ
ナリト述ヘ居リタリ尚國務長官ハ本月十八日出発九月十日
帰華ノ予定ナル由

仏ニ転電シ仏ヨリ英、独、伊、白及西班牙ニ郵報セシム

144 昭和3年8月(5)日 在米國澤田臨時代理大使より
田中外務大臣宛(電報)

各国の調印者につき回答

ワシントン 本 省 8月5日前着 発

第二七九号(至急)

貴電第一八一号ニ関シ

各國全権ノ顔触ニ付テハ國務長官自身特ニ興味ヲ有スル趣
予テ承知シ居リ且「キヤッスル」次官補旅行中ニ付本四日
長官ヲ往訪シ日本政府ハ往電第二六四号ノ件ニ付慎重考慮
中ナルカ右決定前ニ他國側振合ヲ承知シタキ意向ナリト申
入レタル処國務長官ハ自分ノ只今迄承知セル処ニテハ代表
者ハ一名ニテ各國中英、仏、独、白、波蘭、「チエコスロヴァキ
ヤ」ノ各外務大臣及自分参列スヘク伊國ヨリハ「ムソリニ
」又ハ外務次官何レカ参列スヘキヤ未タ確カナラサルモ

昭和三年八月 日 外務大臣男爵 田中 義一

(別紙)

天佑ヲ保有シ万世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本國皇帝(御名)
此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕茲ニ帝國ト關係各國トノ間ニ戦争抛棄ニ関スル条約ヲ訂
立センカ為仏蘭西國巴里ニ於テ關係各國全権委員ト会同商
議シ条約ヲ締結シ其ノ約書ニ署名調印スルノ全権ヲ枢密顧
問官從二位勲一等伯爵内田康哉ニ付与ス

其ノ議定スル各条項ノ如キハ朕親シク檢閲ヲ加ヘ其ノ妥善
ナルヲ認メテ後之ヲ批准スヘシ神武天皇即位紀元二千五百
八十八年昭和三年八月 日 ニ於テ親ヲ名ヲ署
シ璽ヲ鈐セシム

御名 國 璽

外務大臣男爵 田中 義一

146 昭和3年8月7日 在米國澤田臨時代理大使より
田中外務大臣宛(電報)

内田全権任命につき米國國務長官等に通報に
ついて

ワシントン 8月7日後着

第二八二号
貴電第一八二号ニ関シ

本省 8月8日後着

往電第二七九号ノ次第モアリ國務省側ニ対スル挨拶振ハ改メテ電報ニ接スルコトカト心待チシ居リタルモ内田伯任命ノ趣七日東京発電通ニ掲載セラレタルヲ以テ不取敢同日午後「キヤッスル」次官補ヲ往訪シ内田全権任命ノ内報ニ接シタル旨話シタル処早速國務長官ニ伝ヘ置クヘシト述ヘタルカ後刻退省ノ際会々同長官ニ行キ会ヒタルニ長官ハ既ニ「キヤッスル」ヨリ之ヲ聞キタリトテ内田ノ如キ著明ノ政治家ノ任命ヲ見タルハ喜ヒニ堪ヘストテ謝意ヲ表シ居リタリ

147 昭和3年8月7日

在仏国安達大使より
田中外務大臣宛（電報）

不戦条約の署名手続に関する仏国側の回答に

（こ）

パリ 8月7日後発
本省 8月8日前着

第二二四号（大至急）
往電第二二二号ニ関シ

セシム（在仏公館ヨリノ出張者ハ特ニ任命セサルモ随員ノ資格ニ変リナキモノト承知アリ度シ）

一行ハ八月九日（木）東京発二十四日（金）午前六時四十分貴地着ノ予定右任命ノ趣可然仏国政府（及米国政府）ヘ通告セラレ度シ調印後一行ノ旅程ニ付テハ追テ決定スヘキモ英、米經由帰朝ノ予定ナリ

尚一行ノ旅程左ノ通りニ付沿路ノ簡易通関其ノ他便宜供与方可然御取計相成度シ

莫斯科着 二十一日（火）午前九時十分

ワルソウ着 二十二日（水）午後六時半

伯林着 二十三日（木）午前九時五十八分

英、米、独、白、波、露ヘ電報アリ度ク英米ヲ除キ他ヘハ本電後段訓令トシテ転電ノ旨申添ヘラレ度シ

149 昭和3年8月9日

田中外務大臣より
内田全権宛

内田全権への訓令

内田全権委員ヘノ訓令

今回帝國政府ハ不戦条約調印ノ為貴官ヲ巴里ニ派遣スルコトトナレル処米國務卿ケログ亦米國全権委員トシテ同

七日「コルバン」ヨリ左ノ通回答アリ

一、帝國政府ニ対シ正式ニ招請ヲ為ス様在東京仏國大使ニ改メテ訓電済

二、仏國政府トシテハ日本カ二名ノ全権ヲシテ署名セシメラルルコトニ何等異存ナキモ今回ノ署名手続問題ハ「ケログ」氏ノ「イニシアティブ」ニ係リ仏國ハ単ニ署名ノ場所ヲ提供スルニ過キサリ次第ナルニ付本件ニ付テハ米國政府ヘ御相談アル様致シタシ

貴電第一二八号、第一二九号及往電第二二二号ト共ニ在米大使ニ転電セリ

148 昭和3年8月7日

田中外務大臣より
在仏国安達大使宛（電報）

不戦条約全権として内田伯爵任命について

本省 8月7日後発

第一三〇号

貴地ニ於テ不戦条約調印ノ為全権委員トシテ内田伯爵七日付随員トシテ堀内書記官、川西領事（豊蔵）、鈴木事務官、全権委員付トシテ永島眞雄任命セラル尚在米大使館ヨリ谷書記官在独大使館ヨリ白鳥書記官ヲ随員トシテ貴地ニ出張

シク該地ニ赴ク筈ナルニ付同氏ノ欧州滞在ヲ機会トシテ巴里ニ集合ノ主要調印国外務大臣間ニ支那問題及之ヲ中心トスル太平洋問題等自然話頭ニ上リ支那ノ現状ニ顧ミレハ或ハ公然討議セラルルニ至ルカ如キコトモ亦之レナキヲ保セス右様ノ場合ニハ別紙我對支政策ノ要旨ヲ参酌セラレ帝國政府力常ニ極東ノ平和、秩序ノ維持及門戸開放機會均等主義ニ立脚シ支那ノ開發ニ多年努力シ来レル次第ヲ以テ帝國政府ノ存意ヲ列國間ニ充分徹底スル様極力御尽瘁相煩度殊ニ又英米ニ對シテハ我外交方針ニ付誤解ナカラシメ以テ對支政策上飽迄モ協調ノ態度ヲ持續セシムルヲ緊要ト認ムルニ就テハ貴官ハ特ニ右英米兩國ヘ立寄ラレ以上ノ趣旨ヲ体シテ兩國政府要部ニ適宜可然折衝セラレ度

昭和三年八月九日

（別紙） 對支政策要旨

一、滿州ハ日本ノ外廓ナリ同地ノ治乱興廢ハ日本朝鮮ニ影響シ我國ニ對シ重大ナル關係有リ、乍去我々ハ滿州ヲ保護國トシ若ハ領土的ニ侵略セントスル意思ハ寸毫モ有セス同地方ノ秩序カ完全ニ維持セラレ支那人日本人朝鮮人カ自由ニ活動シ得ルカ如クナラハ日本ノ求ムルトコロハ

如実ニ形付ケラレル次第ナリ自分ハ決シテ偏狭ナル考ヲ有セス即チ独リ日本人朝鮮人ノミナラス各人カ自由ニ住ヒ且ツ働キ得ル為メ門戸開放機会均等ノ主義ヲ忠実ニ実行シ東三省カ真ニ内外人安住ノ地トシ支那全土中最モ安全ニシテ且ツ發達シタル土地トナランコトヲ希望シ居レリ

一、東三省ノ秩序カ完全ニ維持セラルル為メニハ共產主義の分子ノ同地方ニ入込ムコトハ飽迄之レヲ防ク必要アリ蓋シ共產主義の分子ニシテ入込マハ秩序ハ乱サレ経済上ノ基礎ハ破ラレ東三省カ破滅ニ陥ルノミナラスヤカテ我朝鮮統治ニモ少カラサル害ヲ及ホシ終ニハ対露關係ニモ悪影響ヲ及ホス虞アレハナリ

一、現在ノ如キ状況ノ下ニ南方ト妥協スルハ前述ノ如キ日本ノ立場ヨリ謂フモ甚タ面白カラサル次第ナリト思ヒ居リシカ幸ヒ学良氏ニ於テ保安總司令タル責任上諸種ノ關係ヲ考慮セラレ自發的ニ妥協ヲ打切ラレタルハ誠ニ結構ナル次第ナリ今後モ凡テ自發的ニ処置シ行カルルニ於テハ日本ハ蔭ヨリ出来得ル限りノ事ヲ為ス積ナリ斯クセハ東三省ヲ支那中最モ進歩セル地方タラシムルハ決シテ難

出来土地ノ利用權ヲ得ラルル様ニスルコトニ過キス然レ共之等ノ事柄モ東三省カ自發的ニ進テ処理シ行カルル様セラレンコトヲ希望ス居住營業若クハ土地利用權等ノ問題ニ付テハ日本トシテハ治外法權ノコトヲ考慮スルモ差支ヘ無シト思考シ居レリ

一、東三省ハ歴史的、政治的及經濟的ニ帝國ニトリ特殊ノ關係アル次第ナルヲ以テ此ノ地方ニ於ケル治安維持及我特殊利益ノ擁護ハ日本国民ノ最モ深刻ニ要望スル所ナリ然ルニ國民政府成立以來其ノ外交方針ヲ見ルニ或ハ條約ノ規定ニ反シテ課税ヲ行ヒ或ハ外国人ニ対スル罷工ヲ煽動シ或ハ各種ノ排外運動ヲ教唆シ或ハ國際條約ヲ一方的ニ破棄スル等過激ノ行動夥シク共產主義的行動ヲ模倣スルカノ如キ傾向多々認めラルル從テ斯クノ如キ傾向ヲ有スル南方勢力カ直ニ東三省ニ侵入スルコトハ帝國政府トシテ到底黙視シ得サル所ナリ

一、之ヲ帝國ト國民政府トノ關係ニ就キテ看ルニ同政府出現以來上海、南京、漢口其ノ他南支各地ニ騒亂続出シ狂暴ナル軍民ノ排日熱ハ幾多不幸ナル國際事件ヲ醸成シ遂ニ南支帝國在留民ニモ曩ニ一時引揚ヲ命スルニ至レル処

事ニ非ス而シテ右ハ東三省人民ノ為メトモナリ又日本ノ為メトモナリ又結局ハ支那全体ノ為トモナルヘシト信ス若シ張大元帥ニシテ生存サルルナラハ必ス右様措置シ行カレタルニ相違無シト思考ス学良氏ニ於テ自發的ニ右様行動シ行カルルハ亡大元帥ノ遺志ヲ續クル所似ナリト思ハルルナリ

一、東三省ニ対シ外敵カ侵入シ来ルコトアル場合ニハ日本ハ東三省ノ治安維持ヲ重視スル從來ノ方針ヨリ敢テ犠牲ヲ惜マサル決心ヲ有シ居レリ

一、保境安民ノ下ニ東三省ヲ支那全土中最モ進歩シタル地方タラシムル為メニハ裁兵、財政整理其他種々ナル事ヲ為ス必要有ラン之レニ対シ若シ日本ノ協力カ必要ナラハ助力モ亦辞スル所ニ非ス此点ニツキテハ滿鉄カ最モ便宜ナル地位ニ立チ居レリト思ハルルニ依リ遠慮ナク話ス様致サレタシ

一、日本ハ東三省ニ対シ何ヲ要求セントスルヤニ付心配シ居レル人モ有リトコトナルカ日本ノ希望スルコロハ左ノ二ツヲ出テス要スルニ第一ニ東三省ノ秩序カ完全ニ維持セラルルコト第二ニ東三省ニ居住ト營業トカ自由ニ

近クハ又濟南事件ノ解決未タ成ラサルニ通商條約廢棄ヲ我ニ通告シ来リ帝國政府カ國際ノ条理ヲ以テ其ノ不法ヲ説ケハ帝國主義ノ發現ナリト曲解宣伝シテ國民ニ經濟斷交排日運動ヲ慫慂スル等國民政府ノ言動到底常規ヲ以テ律スヘカラサルモノアリ固ヨリ政府創業ノ際混沌タル政情ノ下不得已ニ出ツルモノアルヘキハ帝國政府ノ夙ニ諒トスル所將又我南支關係ハ主トシテ通商貿易ニアルヲ以テ帝國政府ハ努メテ國民政府ノ成立ヲ扶ケ以テ彼我國交親善ノ端ヲ今日ニ啓カムコトヲ切望ス曩ニ帝國政府カ五月十八日張作霖ニ対シ警告ヲ為シタルモ亦實ニ京津ヲ兵火ノ街ヨリ救ヒ政權ノ授受ヲ平和裡ニ実行セシメ度キ希望ヨリ出テタルニ外ナラス然ルニ現状ハ誠ニ帝國政府ノ期待ニ副ハサルモノアリ甚タ遺憾ナリ故ニ帝國政府ハ暫ク毅然タル態度ヲ以テ國民政府ノ自省ヲ俟チ徐ロニ日支國交ノ本然タル親善關係ノ確立ヲ図ルノ外ナシト思考ス尚又東三省政府ニ対シテモ右同様ノ趣旨ヲ以テ徐ロニ南方形勢ノ推移ヲ觀望シ去就ヲ決スル様勸告シ置キタルカ國民政府ノ行動未タ自省ノ跡ナキニ拘ラス其ノ勢力ヲ直ニ東三省ニ及ハシムルカ如キハ接壤地帯ノ治安維持及滿

蒙ノ開発上帝国政府ノ黙過スル能ハサル旨目下張学良ニ
篤ト説得シ居ル様ノ次第ナリ

(昭和三年八月九日)

編注

内田全権の中国問題に関する欧米諸国首脳との会談関係記録に
ついては、別途第一部(中国関係)で収録する予定。

150 昭和3年8月10日 田中外務大臣より
在本邦仏国大使宛

内田全権特派に關し駐日仏国大使への通報

本省 8月10日 発

欧二第六七号

以書翰啓上致候陳者八月八日付貴翰ヲ以テ帝国政府ニ於テ
賛同ヲ与ヘタル米国政府提議ノ不戦条約ハ素ト仏米兩國ノ
協議ヲ発端トスルモノナルニ鑑ミ兩國政府ニ於テ巴里ヲ本
条約署名ノ地ト定メタル旨御通知相成ト共ニ八月二十七日
巴里ニ於テ調印ノ為帝國全権ヲ指命センコトヲ訓令ニ依リ
貴国政府ノ名ニ於テ御申越相成敬致候

本大臣ハ御承知ノ通渡仏不可能ニ付特ニ枢密顧問官伯爵内
田康哉氏ヲ全権委員トシテ派遣スルコト致シタルニ付右

ルニ付此ノ点ハ失望シ居レリ尤モ独逸トシテハ巴里ノ会合
ニ於テ政治家間ノ意見交換ノ企テアルヘキモ何等纏マリタ
ル交渉ノ期待ハ有セサル次第ナリト語レル趣ニシテ尚重光
ノ質問ニ対シ不戦条約調印ニ關スル露国ノ真意ハ了解シ難
ク同条約成立ノ経緯ヲ二十一日承知シ乍ラ成立ノ間際ニ至
リテ露国ハ之ニ調印ノ希望ヲ有スルモ内容ニ付テ意見アリ
等申出テ居レルカ露国カ原調印者トナル事ハ困難ニシテ又
後ヨリ加入スル事ハ或ハ「プレスチージ」ニ關ストテ露国
自身ニ於テ困難ヲ生スルヤモ知レス独逸トシテハ固ヨリ其
ノ加入ヲ歡迎スルモノニシテ米國ニモ異議無キ次第ナリト
説明セル由ナリ

英、米、仏、伊、露ニ転電セリ

152 昭和3年8月24日 在仏國安達大使より
田中外務大臣宛(電報)

内田全権に対する仏國政府の歡迎振りについで

て

別電

八月二十四日付在仏國安達大使より田中外務大
臣宛第一五〇号

内田全権の仏國民向けステートメント

ニ御了知相成度此段申進旁本大臣ハ茲ニ重テ閣下ニ向テ敬
意ヲ表シ候

敬具

151 昭和3年8月10日 在獨國長岡大使より
田中外務大臣宛(電報)

不戦条約調印式に獨國外相出席変更なしとの

獨国当局者談話について

ベルリン 8月10日後発
本省 8月11日前着

第七二号

往電第七一号ニ関シ

不戦条約ノ調印ニハ「チェンバーレン」ノ欠席ヨリ延イテ
「ストレイゼマン」モ不参加ニ決シ其ノ為「ケログ」ノ渡
歐中止等ノ新聞記事アリタルニ付独逸政府ノ意向ヲ確ムル
為九日重光ヲシテ外務省ニ就キ確メシタル処「デイルクセ
ン」局長ハ其ノ後独逸政府ノ決定ニ何等変更無ク目下ノ処
外相ハ二十日伯林ニ帰着シ後巴里出張ノ予定ニテ右ハ既ニ
口頭ニテ仏國政府ニ通シアリ又独逸政府ハ「ケログ」来巴
ニ付疑ヲ抱キ居ラス英ハ「チェンバーレン」ノ代リニ「カセ
ンダン」卿出席トノ事ナルカ元来同氏ハ独逸ノ友人ニ非サ

パリ 8月24日後発
本省 8月25日後着

第二四九号

内田全権ヨリ

一、本全権今二十四日巴里着ノ際ハ早朝ナルニ拘ラス特ニ
外務省儀式局長「フリーキエール」氏仏國政府ヲ代表シ出
迎ヘラレタリ

二、「ホテル」ハ大使館ニテ予メ「マジエスチック」ニ用
意シアリタルカ仏國政府ニ於テ其ノ費用全部負担スヘキ
旨申越シタルニ付之ヲ受ケ置ケリ尚自動車モ本全権用ト
シテ一台提供セラレタリ

三、本全権到着前安達大使ノ取計ニテ特ニ二十五日午後大
統領ハ「ランブイエ」ニ於テ本全権ヲ接見セラルコト
トナリ居リタルニ付本全権ハ其ノ好意ヲ謝スルト共ニ今
回ノ如ク多数全権ノ一時ニ集合スル場合先着者タル本全
権ノ為特ニ好意ヲ示サルコトニ依リ却テ仏國側ニ迷惑
ナル前例ヲ作ルカ如キ事アリテハ当方ノ本意ニ反スルノ
ミナラス二十八日各全権ト一樣ニ大統領ヨリ招待ヲ受ケ
居ル事ヲ以テ満足シ居ル旨ヲ告ケ一応遠慮シタシト仏國

側ニ申入レタル処決シテ他国全権ニ対スル懸念等ハ無キ様且大統領ニ於テモ最欣然トシテ待チ受ケ居ラルル実状ナルカ故何卒往訪相成度希望ニ堪エストノ返事ナリシニ付本全権ハ明二十五日午後安達大使同行「ランブイエ」ニテ大統領ニ謁見スルコトナレリ

四、予メ大使館トモ充分打合せノ上二十四日巴里着後早々巴里凱旋門下ノ無名戦士ノ墓ニ参詣シ又主トシテ仏国民ヲ目標トシ大要別電第二五〇号ノ趣旨ノ「ステートメント」ヲ發表シタルカ主ナル夕刊新聞ニ其ノ全文ヲ掲載セリ

五、本日午後「ブリアン」ニ会见セリ会谈内容ハ別電ス米ニ転電シ在欧各大使ニ暗送セリ

(別電)

パリ 8月24日後発
本省 8月25日後着

第二五〇号

本全権ハ不戦条約調印ノ全権トシテ命ヲ拜スルヤ急遽母国ヲ出發シ一路当地ニ急行セシモノナリ今回ノ条約ニ付テハ「ブリアン」及「ケロッグ」共ニ其ノ功ヲ称賛セサルヘカ

第二五三号

内田全権ヨリ

在露田中大使宛貴電第二七七号ニ関シ不戦条約ノ調印式ハ二十七日午后四時外務省「時計ノ間」ニ於テ行フコトニ決シタルカ仏国側ニテハ獨逸全権等ノ實質的演説ヲ惧ルル為メカ各全権ノ演説ヲ為スコトヲ好マス今ノ処唯「ブリアン」ノ演説アルノミナリ(場合ニ依リテハ「ケロッグ」ノ答弁アルヤモ知レス)トノコトナルモ安達大使ト相談ノ上為念左ノ趣旨演説ヲ用意シアリ

(一)吾人ハ本条約ノ署名ニ於テ戦争ノ公法化テフ前代未聞ノ

コトヲ成シ遂クルモノナリ(二)本条約ノ締結ニ至ル迄ニハ平和ノ為幾多ノ努力ヲ見就中國際連盟華府諸条約等ハ其ノ主ナルモノニシテ余モ当時ノ外務大臣トシテ微力ヲ盡シタル

カ是等各種ノ平和的努力ハ皆高遠ナル目的ノ為ニ為サレタル処ニシテ其ノ結果ハ世界平和ノ最終目的ニ達スル進歩ノ

道程ヲ示スモノナリ(三)本条約ハ速ニ諸國ノ加入ヲ見ルコト

疑ナクステ大戦以来ノ平和ニ対スル努力ハ完成セリト見ル

モ過言ニ非サルヘシ人類ノ一般的希望ト一致スル本条約カ締約國ニ依リ忠実ニ遵守実施セラルヘキコトヲ疑ハス(四)

ラサルト共ニ斯ノ如キ条約ノ成立ヲ見ルニ至リタルハ如何ニ其ノ精神カ現代ノ世界的思潮ノ核心ニ触レタルカヲ実証スルモノナリ日本ハ国際連盟ノ熱心ナル一員ナルカ又過般ノ華府會議ニ於ケル海軍軍備制限条約ニモ調印シタリ斯ノ如クシテ常ニ平和ヲ念トシツツアル日本国民ニ取リテハ今回ノ不戦条約ハ実ニ其ノ理想ニ合致スルモノトシ衷心歡迎スル次第ナリ由来日仏ノ文化ハ共通ノ点多ク日仏国交將ニ百年ニ近カラントシ兩國国民ノ親交ハ益々親善ナリ近時ニ於ケル日仏協會日仏會館等ノ活動ハ之ニ貢獻スル処多ク又新聞ノ力ハ兩國国交上重大ナル任務ヲ有スルモノニシテ仏國ノ新聞カ国际上ニ於ケル日本ノ立場ヲ能ク諒解シ常ニ公平ナル論評ヲ掲ケテ輿論ヲ指導シツツアルハ吾人ノ感謝ニ堪ヘサル処ナリ云々

本電ト共ニ米ニ転電シ在欧各大使ニ郵送ス

153 昭和3年8月25日

在仏国安達大使より
田中外務大臣宛(電報)

調印式に於ける内田全権の演説準備について

パリ 8月25日後発
本省 8月26日前着

後ニ此ノ偉大ナル条約ヲ共同シテ発シ吾人ノ負フ処大ナル議長及國務長官ニ対シ余ハ日本政府国民及余自身ノ賛詞ヲ呈スルノ光榮ヲ有ス

154 昭和3年8月25日

在仏国安達大使より
田中外務大臣宛(電報)

不戦条約及び中国問題に関する内田全権とブ

リアン仏国外相との会谈要領報告

別電 八月二十五日付在仏国安達大使より田中外務大

臣宛第二五五号及び第二五六号

同会谈要領

パリ 8月25日後発
本省 8月26日前着

第二五四号(至急)

内田全権ヨリ

往電第二四九号(四)ノ二十四日安達大使同伴「ブリアン」ト

ノ約一時間ニ亘ル會議中支那問題及不戦条約加入問題ニ関スル要領別電第二五五号及第二五六号ノ通

別電ト共ニ欧米各大使、露國、土耳其、波蘭、知恵古各大、公使ヘ転電セリ

(別電)

パリ 8月25日後発
本省 8月26日前着

第二五五号

先ツ本全権ハ閣下ノ内命ニ依リ支那問題ニ関シ当地又ハ寿府ニテ御都合好キ時ニ御話シ致シタシト述ヘタルニ孰レニテモ可ナリトノコトニ付然ラハ唯今申述フヘントテ(一)張作霖ノ死去最近張学良カ国民政府トノ妥協問題ニ関シ自発的ニ形勢観望ノ態度ニ出ツルニ至リシ迄ノ次第ヲ略述シ(二)満州カ我国ニトリ歴史、政治上、經濟上、特殊緊要ノ關係ニアル由來、同地方カ我カ犠牲ト努力ニ依リ大ニ發達シ今ヤ支那人及外国人安住ノ地タルコトヲ明ニ説明シ(三)閣下ニ於カレテハ主義トシテ東三省ト国民政府トノ妥協ヲ阻止スルノ意ナク唯同地方ニ於ケル我カ重大ナル利害カ脅カサルル場合適當ナル予防手段ヲ執ルノ必要アルコトノ条件ナリトセラレ又該利害カ脅カサルルコトハ到底我カ国民ノ容認シ能ハサル旨ヲ語氣ヲ強メテ陳述シ最後ニ同地方ニ領土の野心ヲ藏シ又ハ保護領ヲ設定スルカ如キ考ハ毛頭無キ旨ヲ述ヘタリ「ブリアン」ハ終始頗ル緊張ノ面子ヲ以テ傾聴セ

カ互ニ力ヲ合スレハ尚此ノ際有効ニ行動ノ一致ヲ保持シ得ヘシト信ス又自分トシテ斯ノ為全力ヲ尽ス積リナリト語レリ依テ本全権ハ閣下カ支那問題ニ関シ日本ノ立場ニ付斯ク迄完全ナル了解ヲ有スルコトハ自分ノ満足シ感謝スル処ニシテ之ヲ田中首相ニ報告スレハ大ニ喜ハルルナルヘシト挨拶シ置ケリ

第二五六号

新聞ノ伝フル処ニ依レハ不戰條約ノ効力發生ヲ待タス調印後直ニ米國ヨリ世界各國ノ加入ヲ招請スヘシトノコトナルカ右ニ関シ何カ承知セラルル処アリヤト問ヘルニ夫レハ事實ニシテ仏國モ不戰條約交渉ノ始メ世界大多數ノ國ノ参加アリテ始メテ同條約カ効力ヲ發生センコトヲ希望シタルコト御承知ノ通ニシテ右加入ノ招請ハ此ノ希望ノ精神ニ反セスト思考スト答ヘタルニ付然ラハ露國及現在ノ支那ニ関シ如何ニ考ヘラルルヤト尋ネタルニ仏國トシテハ露國ヲ承認シ居ル故其ノ加入ハ差支ナシト考ヘ居レリ尤同國ハ多クノ留保ヲ付シテ加入シ度希望ノ由ナレハ其ノ加入ハ多分不可能ナルヘシ支那ニ就テハ其ノ加入申込アリタル時ニ判断ス

シ後御話ノ次第ハ大ナル興味ヲ以テ伺ヒタリ唯今述ヘラレタル処ハ支那及日本ニ居ル我カ外交官及領事官ヨリノ報告ト全然符合シ居レリ貴國ノ支那ニ對スル從來ノ態度ハ何等領土の野心無ク同國「レト？」ノ変更ニ付テモ何等ノ「アリエールパンセ」無ク誠實ニシテ「コレクト」ナリ自分ハ在支出先官憲ニ對シ常ニ滿州ニ於ケル日本ノ特殊ノ地位ヲ充分(一)ムヘキ旨訓令シ居ル次第ニシテ同地方カ貴國ノ生存上特殊ノ地域タルコト並ニ貴國ノ意圖カ単ニ同地方ニ於ケル重大ナル「バイタルインテレスト」ヲ擁護スルコトニ在ルコトハ自分ノ克ク承知致シ居ル処ナリ仏國ハ支那問題ニ関シテハ華府條約ノ精神ニ依リ他國ト協力シ常ニ協調ヲ保タムコトヲ欲ス又支那ノ政治組織(「オルガニゼンオン」)ニ對シテモ其ノ革命的勞農分子ノ支配下ニナキ限リ何等之ニ反對スル者ニアラス支那カ正当ナル理由無ク諸國ニ對シ條約ヲ廢棄セムトシタルコト及最近某々國カ列國ノ協調ヲ破リタルコトハ甚タ遺憾ナリ仏支間ノ條約廢棄問題ニ関シテモ自分ハ常ニ斯ル問題ハ双方のニ友好的ニ交渉スヘキモノナルコトヲ支那ニ對シ述ヘ居レリ併シ自分ハ決シテ悲觀シ居ラス吾人(日仏ヲ意味スルモノト解セラル)

ルノ外ナカルヘシトノコトナリシニ付更ニ之ヲ決定スルハ何國ナリヤト問ヘル処夫レハ本條約ヲ成立セシメタル米國ナラム然シ決定前ニ多分他ノ關係國ノ意見ヲモ徵スルナラムト答ヘタル上成程之ハ重大問題ヲ含ムニ付「ケログ」氏トモ篤ト相談スヘシト繰返シ述ヘタリ尚明二十六日「ケログ」トモ会见ノ筈ナルモ不取敢

155 昭和3年8月26日 在仏國安達大使より
田中外務大臣宛(電報)

内田全権と仏國大統領との會談要領報告

別電

八月二十六日付在仏國安達大使より田中外務大臣宛第二六二号及び第二六三号

同會談要領

パリ 8月26日後発
本省 8月27日前着

第二六一号

内田全権ヨリ

往電第二五八号二十五日大統領ニ謁見ノ際不戰條約問題及日仏關係(支那問題ヲ含ム)ニ關スル會談要領別電第二六二号及第二六三号ノ通

転電先

在欧米各大使、露、土、波、智各大公使

(別電)

8月26日後発

8月27日前着

第二六二号

先ツ大統領ヨリ不戦条約調印ノ為態々ノ来仏ヲ親シク迎フ
ルヲ得ルヲ喜フ旨ノ挨拶アリ本全権ヨリ之ヲ謝スト共ニ着
仏以来ノ仏国政府諸般ノ好意ヲ謝シタル後談不戦条約問題
ニ入りシカ大統領ハ吾人ハ同条約ノ将来ニ付テ信念ヲ有シ
居ルモ其ノ力ヲ誇張スヘカラス吾人(殊ニ大国)ハ慎重ナ
ルヲ要シ同条約効力発生後ト雖モ侵略行為ニ出テントスル
国無キヲ保シ難キヲ以テ威嚇ト名譽トヲ以テ存立セントス
ル国ハ不幸ニシテ猶ホ或種ノ場合ヲ予想シ侵略行為ニ対シ
テ備ヘ置ク所無カルヘカラスト述ヘラレタルニ付本全権ヨ
リ同条約力直ニ世界ノ形勢ヲ変スルコト不可能ナルヘキモ
十年二十年ノ後ニハ之ニ依リ人類ノ心理状態ヲ變更シ得ヘ
カラシコトヲ希望スル次第ナリ而シテ自重自尊スル国力万
一ノ場合他ノ侵略ヲ排撃シ得ルコトヲ示スヲ要スヘキコト

勿論ナリト述ヘタリ

第二六三号

大統領ハ嘗テ印度支那ニ居リタルコトモアリ極東問題ニ付
テハ特別ノ興味ヲ有シ居リ研究モシタルカ日仏間ノ利害ハ
何等抵觸スルモノニ非サルノミナラス仏國ト異リ支那ニ於
テ莫大ナル利益ヲ有スル日本ノ憂ハ十分之ヲ理解シ得ヘク
亜細亞ニ駐在スル我外交官領事官ニ付シテハ常ニ日本側ト
協調シ之ヲ支持スヘキ旨ヲ含メ居レリ混乱ノ露支両国ト隣
接スル日本ハ支那ノ平和ヲ維持スル為ニハ特別ノ責任アリ
トテ大体往電第二五五号「ブリアン」ノ述ヘタル所ト同趣
旨ノコトヲ述ヘラレタルニ付本全権ヨリ之ヲ謝シ日仏ノ利
害カ全然一致シ居ルコト御説ノ如シトテ御訓令ノ趣旨ヲ体
シ支那問題ニ関シ大要「ブリアン」ニ説明セシ所ヲ述ヘタ
ルニ大統領ハ更ニ予トシテハ仏國ハ極東ニ於テ紛議起ルカ
如キコトアル場合ニハ之カ鎮静ノ為喜ンテ何等努力ヲ惜マ
サル所存ナル旨ヲ述ヘ尚「ブリアン」「ポアンカレ」トモ
面会セラルルコト然ルヘシト述ヘラレタリ「ポアンカレ」
トハ二十七日午前会見ノ筈)

次ニ大統領ハ日本ノ事情ニ付テハ可ナリ研究シ居ル旨ヲ述

ヘ日本カ堅実ナル基礎ノ上ニ現代の組織ヲ採用シ今日ノ大
ヲナセルコトヲ賞揚シ仏国民カ日本ニ対シ深キ同情ヲ有シ
居ルコト御承知ノ如クナルカ右ノ同情ハ未タ具体化シ居ラ
ス此ノ点ニ付テハ石井大使トモ更ニ歩ヲ進ムル様互ニ努力
シ度キ旨話シ居リタル次第ナリト語ラレタルニ付本全権ハ
大統領カ日本ノ事情ニ付深ク注意セラルルヲ謝シ日仏關係
カ親善ヲ加ヘ来レルヲ喜ヒ兩國ノ同情カ近キ将来ニ於テ兩
国事情ノ完全ナル双互諒解ノ域ニ迄進マンコトヲ希望シ置
ケリ

本省 8月28日前着

第二七〇号

内田全権ヨリ

不戦条約ノ調印ハ予定ノ通本二十七日午後三時(最初四時
ニ定メタルカ其ノ後変更)外務省時計ノ間ニ於テ行ハレタ
ルカ馬蹄形ニ造ラレタル台(「テーブル」)ニハ「ブリア
ン」座長席ニ其ノ右ニ独、白、伊、日、波、知恵古、左ニ
米、英及英國各領土ノ各全権着席ス「ブリアン」ハ極メテ
敵肅ナル態度ヲ以テ約十五分ニ亘リ大要別電ノ如キ歡迎ノ
辭ト共ニ本件条約ニ関スル所感ヲ述ヘタルカ其ノ演説ハ列
席者及傍聴者(「ポアンカレ」始メ仏國著名ノ政治家、外
交団等)ノ拍手ヲ以テ結ハレタリ更ニ右演説ハ英訳セラレ
其ノ他ニハ一切ノ演説無ク条約英、仏文(テキスト)ノ朗
読ノ後各全権既電ノ通「アルハバット」国名ノ順序ニ依リ
署名シタルカ其ノ都度満堂ノ拍手ヲ以テ迎ヘラレタリ殊ニ
「ストレーゼマン」カ劈頭第一ニ署名スル際ニハ旧交戦國
今ヤ一堂ニ会シ此ノ平和的約定ヲ署名スルヲ歡呼スルモノ
ノ如ク感セラレタリ斯クシテ調印式ハ約一時間ニシテ無事
終了セリ

156 昭和3年8月27日

在仏國安達大使より
田中外務大臣宛(電報)

不戦条約調印式に関する内田全権の報告

別電 八月二十八日付在仏國安達大使宛田中外務大臣

宛第二七二号

不戦条約調印式におけるブリアン仏国外相の演
説

付記 昭和四年五月外務省欧米局第二課作成資料

戦争抛棄条約締結經過概要

パリ 8月27日後発

在欧米各大使並ニ露、土、波、知恵古各大、公使へ転電セリ

(別電)

パリ 8月27日後発
本省 8月28日前着

第二七二号

「ブリアン」外相ハ先ツ不戦条約ノ成立ニ参与セル各国政治家カ一堂ニ会合セルヲ祝シ特ニ本全權等ヲ省ミ長途ヲ厭ハス来会セルヲ謝シ更ニ米、独、英三全權ニ対シ順次鄭重ナル敬意ヲ表シタル後不戦条約ノ趣旨ニ関シ「本日ノ会合ハ總テ戦争ノ結末ヲ着ケ之カ清算ヲ為サムカ為ニ人類ノ歴史ニ新时期ヲ劃スルモノナリ從來ノ平和會議ハ(脱)開催セラレタルモノナルニ反シ本日ノ会合ハ平和和其ノモノヲ建設セムトスル一般の普遍的条約ヲ締結セムトスルモノニシテ実ニ未曾有ノ事實ナリ「ロカルの」条約及國際連盟モ亦同様ノ精神ニ出テタルモノナリト雖モ前者ハ単ニ歐羅巴ノ平和ヲ確保セムトスルニ過キス又後者ハ米國ノ参加無カリシノミナラス不戦条約ノ如ク絶対的一般的ニ非ス尤モ不戦条約ハ連盟規約ト何等背馳セサルノミナラス却テ之ニ一段

上ノ必要ニ出テタルモノニ外ナラス吾人カ深く之ヲ遺憾トスル点ハ前記諸國ノ充分諒トスル所ナルヘシ本条約ノ調印ト共ニ世界全般ヘ之ニ大ナル期待ヲ繋クニ至ルヘク吾人ハ全力ヲ尽シテ右期待ニ背カサラム事ヲ期セサルヘカラス今ヤ平和ハ節減セラレタリ既ニ大事業ナリ然レトモ此ノ精神ヲ拡充シ之ヲ實際ニ施スノ途ヲ講セサルヘカラス暴力ニ代フルニ法律的解決ノ方法ヲ求メサルヘカラス之吾人ノ今後努ムヘキ処ナリ

(付記)

戦争放棄条約締結經過概要

昭和二年四月六日米國ノ大戦参加十周年記念日ニ際シ仏國外務大臣「ブリアン」氏ハ米國連合通信ヲ通シテ米國民ニ対シ米仏間ノ平和確保ノ為相互ニ戦争ヲ違法トスル公約ヲナサンコトヲ希望スル旨ノ「メッセージ」ヲ送リタルトコロ米國政府ハ六月十一日仏國政府ニ対シ本問題ニ関シ外交討議ニ入ルノ用意アリト申送レリ

仍テ六月二十日仏國政府ハ米國政府ニ対シ非公式ニ米米恒久友好条約(所謂不戦条約)締結方ヲ提議セリ右ハ三ヶ条ヨリ成リ両締約國ハ国策ノ手段トシテ戦争ヲ罪惡ト認メ且

ノ保護ヲ与フルモノナリ

翻ツテ不戦条約ノ精神ヲ見ルニ右ハ國策遂行ノ為ニスル利己の戦争ヲ絶対ニ排斥スルノ点ニアリ即チ単ニ侵略ニ対スル防禦ノ措置ヲ講スルノミニ止マラス禍ヲ其ノ根底ニ於テ絶タムトスルモノナリスシテ利己ノ為ニスル戦争ハ絶対ニ不正トセラレスル戦争カ經濟的的政治的乃至社会的の生活ニ及ホス脅威ハ其ノ跡ヲ絶チ小國ト雖モ國際生活上真ノ独立ヲ享受シ得ルニ至ルヘシト論シ次ニ本条約カ制裁ニ関スル何等ノ規定モ無キカ故ニ實際的ニ非ストスル者ニ対シ本条約ノ精神の威力就中輿論ニ及ホス力ノ大ナルヲ説明シタル後左ノ如ク述ヘタリ

「客年六月余カ米國ニ対シテ本問題ヲ提議スルニ当リ余ハ之ヲ米仏兩國間ニノミ限定セムトスルカ如キ考ハ毛頭無カリシ処ニシテ余ハ常ニ何等カノ形ニ於テ之ヲ拡充セムコトヲ期シ居タリ從テ「ケロッグ」氏カ之ヲ一般的条約ト為シタル点ヲ大ニ多トスルモノナリ今日ノ会合ニシテモ精神的ニハ茲ニ集合セル諸國ノミナラス多数ノ國家カ参加セルモノト謂フヘク唯實際上是等諸國ノ参加ヲ見サリシハ速ニ本条約ヲ成立セシメ以テ吾人ノ大事業ヲ完成セムトスル手續

之ヲ放棄スルコトヲ宣言シ又兩國間ニ發生スル一切ノ紛争ハ其ノ性質又ハ起源ノ如何ニ拘ラス凡テ平和的手段ニ依リテノミ之カ解決ヲ求ムヘキコトヲ協定セントスルモノナリ右ニ対シ米國政府ハ十二月二十八日ニ至リ仏國政府ノ提案ハ之ヲ米仏間ニ國限リノ条約トスルヨリモ寧ロ世界ノ主要強國間(日、英、米、仏、独、伊)ニ於ケル多数國条約トシ終ニハ世界ノ總テノ國ノ加盟シ得ヘキモノト為スヲ可トシ之カ為メ先ツ米仏協同シテ本条約締結方ヲ主要強國ニ提案セムコトヲ提議シ爾來兩國政府間ニ公文ノ往復ヲ以テ交渉繼續セラレタルカ米國政府ノ提案ニ対スル仏國政府ノ主張ノ主ナル点ハ(一)本条約ヲ多数國条約トナスニ於テハ主要強國ノミニ限ラス紛争發生ノ可能性アル國ヲ成ル可ク多ク含マシメ原則トシテ世界各國ノ参加ヲ得タル後効力ヲ發生スルモノト為スコト(二)本条約ニ違反シテ戦争ニ訴ヘタル國ニ対シテ他ノ締約國ハ本件条約上ノ義務ヲ免ルルコト(三)自衛權ノ行使ハ之ヲ妨ケサルコト(四)既存条約例ヘハ國際連盟規約及ヒ「ロカルの」条約ヨリ生スル義務ハ之ヲ尊重スヘキコトヲ明カニセムトスルモノナリ

米仏兩國間ノ交渉往復文書ノ写ハ隨時兩國政府ヨリ非公式

ニ帝國政府ニ送付アリタルカ米國政府ハ昭和三年四月十三日其ノ主要強國間ニ締結方ヲ提案スル戦争放棄条約案ヲ右文書写ト共ニ正式ニ帝國政府ニ送付シ来レリ
而シテ右条約案ハ仏國ノ主張ヲ参酌シ居ラサリシヲ以テ仏國政府モ別ニ其ノ主張スル諸点ヲ詳細ニ条文ヲ以テ規定セル条約案ヲ作成シ試案トシテ四月二十一日帝國政府ニ送付シ来レリ右米仏両案ハ他ノ關係國政府ニ對シテモ夫々同時同様ニ送付セラレタリ

四月二十八日華盛頓ニ於テ開カレタル米國國際法協會年次大会ノ際國務長官「ケロッグ」氏ハ一ノ演説ヲ為シ仏國案ニ對スル米國側ノ意向トシテ(一)正当防衛權ニ関シテハ條約規定ノ有無ニ拘ハラズ之カ行使ノ自由ヲ有シ(二)本條約違反ノ場合ニ付テハ明記ノ必要ナシト解スル旨ヲ述ヘ更ニ(三)連盟規約及「ロカール」條約ト米國案トハ抵触セスト述ヘタリ

獨逸政府ハ四月二十七日米國政府ニ對シ回答ヲ發シ大要(一)米國案ノ予見スル義務ハ連盟規約及「ロカール」條約ト抵触セス且(二)各國家ノ自衛權ト何等關係ナキモノト解シ(三)本條約違反ノ場合ヲ予想スル條項ヲ必要トセス(四)本條約ノ効

利害關係アルニ鑑ミ是等ノ地域ノ攻撃ニ對シテ防護スルコトハ英國ニ取リテハ自衛手段ナリ英國政府ハ此ノ点ニ於ケル行動ノ自由ヲ害セスト云フ明瞭ナル諒解ノ下ニ新條約ヲ受諾セントス(六)條約ノ効力發生時期ニ関シテハ世界ノ總テノ國家カ條約ニ加盟スルノ意志表示ヲナス迄之ヲ差控フルノ要ナシト認ム(七)英國政府ハ本件條約ノ締結ニ欣然協力シ且關係諸政府ト共ニ此ノ目的ノ為ニ必要ナル商議ニ入ルノ用意アリ

(八)以上ハ英國政府ノ見解ニシテ自治領及印度政府トモ協議シタルカ孰レモ提案ノ一般原則ニ對シ熱心ニ贊同セリ依テ本條約ノ締結参与方ニ關スル招請ハ是等政府ノ均シク受諾スル所ナルヘキヲ確信ス

帝國政府ハ五月二十六日米國政府ニ對シ回答ヲ發シ米國提案ノ目的ニ衷心同感ノ意ヲ表シ右目的達成ノ為最モ誠実ナル協力ヲナスヘク同提案ハ獨立國家ニ對シ自衛ノ權利ヲ拒否セス且國際連盟規約及「ロカール」諸條約中ニ包含セララルカ如キ一般平和ヲ保障スル約定ノ義務ト何等抵触スルモノニ非スト了解ス仍テ六國間ノ討議ニ依リ本件條約ニ付各國相互ニ受諾シ得ヘキ條文ノ一致協定ヲ實現シ得ヘキコ

力發生ニ関シテハ差当リ主要六國間ニ署名批准アルヲ以テ足ルモノト思考スル旨ヲ述ヘ(五)米國案ヲ基礎トシ條約ヲ締結スルコト並之ニ必要ナル商議ヲ關係國政府ト開始スル用意アルコトヲ声明セリ

伊國政府ハ五月四日米國政府ニ對シ簡單ナル回答ヲ發シ伊國政府ハ米國提案ヲ滿腔ノ同情ヲ以テ認メ且一ノ合意成立ノ為喜ンテ好意的協力ヲ為スヘント述ヘタリ

英國政府ハ五月十九日米國政府ニ回答ヲ發セルカ其ノ内容大略左ノ如シ

(一)米仏両案ノ間ニハ重要ナル差異ナシト認ム(二)米國案ハ自衛權ノ行使ヲ妨クルモノニ非スト解ス右ハ「ケロッグ」氏ノ演説ニ依リテモ明カナル故此ノ点何等追加ノ要ナシト思考ス(三)本條約違反ノ場合ニ付テハ「ケロッグ」氏ノ演説モアリ此ノ点ニ關スル諒解ヲ適當ノ方法ニ依リ記録ニ止ムルコト困難ナラサルヘシ(四)連盟規約及「ロカール」條約ハ單ニ戰爭ヲ否認スルノミナラス進ンテ違反ノ場合ノ制裁ヲ規定スルカ故ニ英國政府トシテハ寧ロ仏國案ノ如ク本條約カ既存條約ノ權利義務ト抵触セザル旨ノ一規定ヲ欲ス(五)世界ノ或ル地域ニ於テ其ノ防衛及安全カ英國ノ為特別且緊切ノ

トヲ確信シ右討議ニ誠意協力スヘキ旨ヲ述ヘタリ

之ヨリ先英國回答中ニ自治領及印度政府モ米國案ノ一般原則ニ贊同スル旨ヲ述ヘ居リタルニ鑑ミ米國政府ハ五月二十二日右諸政府ニ對シ本條約締結参与方ヲ招請セルカ之ニ對シ六月十五日迄ニ夫々応諾ノ旨回答アリタリ

米國政府ハ又他方「ロカール」條約締結國タル白耳義、波蘭、「チエッコスロヴァキア」ニ對シテモ本條約締結参与方ヲ招請シタルトコロ三國トモ夫々応諾ノ意向ヲ表明セリ

茲ニ於テ米國政府ハ六月二十三日付公文ヲ以テ改訂條約案ヲ關係國政府ニ提議セリ右公文中ニハ四月二十八日「ケロッグ」國務長官ノナシタル演説ヲ引用セルカ新條約案ノ旧條約案ト異ナル主要点ハ日、米、英、仏、獨、伊六國ノ外ニ英國自治領、印度、白耳義、波蘭、「チエッコスロヴァキア」ヲ原署名國ニ加ヘタルト本條約違反ノ場合他ノ締約國カ本條約ノ義務ヨリ解除セラルヘキコトヲ前文中ニ加ヘタルノ二ナリ

米國政府ノ新提案ニ對シ獨逸政府ハ七月十一日之ヲ了承シ條約案中ノ各條項ニ對スル説明ニ同意シ從テ今回提案ノ條約ニ調印スルノ用意アル旨ヲ回答セリ

仏国政府ハ七月十四日回答ヲ発シ同政府ハ米國新提案ノ新
 条項ニ賛成シ仏國政府ノ見解ヲ満足セシムル爲米國政府カ
 本条約ニ対シテ与ヘタル解釈ヲ了承シ米國政府カ「ロカル
 ノ」条約ノ総テノ締約国ニ対シテ本条約ノ調印ヲ招請シ且
 中立条約ノ締約国ニ対シテモ調印ヲ招請スルノ用意アリト
 ナスハ將來他ノ諸國ノ本条約加入ト相俟テ仏國政府ノ見解
 ニ合致スル条約ノ普遍性ヲ實際上希望シ得ヘキ程度ニ於テ
 本条約ニ与フルモノニシテ仏國政府ハ右ノ諒解ノ下ニ新条
 約ニ署名スルノ用意アリト述ヘタリ
 伊國政府ハ七月十五日米國政府公文ニ記載セル解釈ヲ了承
 シ之ニ同意ヲ表シ右前提ノ下ニ条約調印ニ同意スル旨ヲ回
 答セリ

白耳義政府ハ七月十七日米國提案ヲ受諾スルト共ニ該案カ
 連盟規約及「ロカルノ」条約ヲ完全ニ支持シ居レルモノト
 認ムル旨回答セリ波蘭ハ七月十七日回答ヲ発シ本条約カ正
 当防衛権ニ影響セサルコト戦争ニ依リ國民の利益ヲ實現セ
 ムトスル國家ハ本条約ノ利益ヲ喪失スルコト本条約ノ規定
 ト連盟規約ニ依リ連盟加入國ノ負担スル義務トノ間ニ抵触
 ナキコトノ諒解ノ下ニ米國案ヲ承諾スル旨ヲ述ヘタリ英國

國政府ハ右ノ了解ノ下ニ今般提示セラレタル案文ノ儘本
 条約ニ署名方訓令ヲ發スルノ用意ヲ有ス

右ノ外英國自治領及印度ノ回答モ夫々七月二十日以前ニ全
 部米國政府ニ到達シ孰レモ米國政府ノ新提案ニ賛同シ之ニ
 其ノ儘署名調印スルノ用意アル旨ヲ述ヘ居リ茲ニ關係國間
 ニ意見ノ合致ヲ見タルカ其ノ後兩國政府ノ協議ニ依リ調印
 式ハ八月二十七日巴里ニ於テ行ハルヘキコトニ決定セリ
 茲ニ於テ米仏兩國政府ハ我全權委員トシテ外務大臣ノ渡仏
 ヲ希望シ來リ米國政府ヨリハ更ニ外務大臣ノ渡仏不可能ナ
 ルニ於テハ他ノ全權委員ヲ特派セラレ度旨申越セルカ關係
 各國ニ於テハ概シテ外務大臣、米國ニ於テハ「ケロッグ」
 國務長官自ラ巴里ニ赴クコトトナリタルニ鑑ミ我邦ニ於テ
 モ本条約ノ締結ニ最モ重キヲ置クコトヲ普ク中外ニ闡明ス
 ル爲全權委員トシテ枢密顧問官内田伯爵ヲ巴里ニ特派スル
 コトニ決定シ八月七日其ノ任命ヲ見タリ
 内田全權委員及隨員一行ハ八月九日東京發滿鮮及西比利亞
 經由同月二十四日巴里ニ到着セリ

右内田全權委員ノ特派ニ對シテハ米國政府ヨリ特ニ謝意ヲ
 表明シ來レルカ仏國政府ニ於テモ同全權委員ニ對シ厚遇ノ

政府ハ七月十八日回答ヲ發シ連盟規約及「ロカルノ」条約
 上ノ義務ト本条約トノ關係ニ關スル四月二十七日付独逸政
 府公文中心ノ意見ニ賛同シ五月十九日付英國政府公文中心ノ特
 殊地域ニ關シ英國政府ハ之ニ關スル行動ノ自由ヲ本条約ニ
 依リ妨ケラレストノ諒解ノ下ニ新条約ヲ受諾スルモノナル
 コトヲ再言シ又本条約ハ何等自衛權ヲ制限シ又ハ害セスト
 ノ「ケロッグ」氏演說中ノ意見及各家ノミカ自衛戰爭ノ
 必要ヲ決スル權能アリトノ同氏ノ意見ニ賛同スル旨ヲ述ヘ
 右ノ如キ了解ノ下ニ六月二十三日付米國政府公文ノ条約新
 案文ヲ其ノ儘受諾シ米國政府ノ指定スル時期及場所ニ於テ
 之ヲ調印スヘシト述ヘタリ

「チェッコスロヴァキア」國政府ハ七月二十日米國新提案
 カ調印國ノ範圍ヲ擴メタルコトヲ欣快トシ同政府ノ同提案
 ニ對スル見解ヲ述ヘ直ニ調印スルノ準備アル旨ヲ回答セリ
 帝國政府ハ七月二十日左ノ如キ要旨ノ回答ヲ發シタリ

帝國政府ハ本年五月二十六日付書翰中ニ陳述セル如ク去
 ル四月提出セラレタル条約原案ニ對スル帝國政府ノ了解
 ハ米國政府ノ了解ト實質上同一ナルヲ以テ今般提議セラ
 レタル修正ニ對シ衷心賛同シ得ルコトヲ欣快トス仍テ帝

迎接ヲ爲ス所アリタリ

条約ノ調印式ハ予定通り八月二十七日午後三時仏國外務省
 「時計ノ間」ニ於テ行ハレタルカ調印ニ際シテハ座長「ブ
 リアン」氏カ歡迎ノ辭ト共ニ本条約ニ關スル所感ヲ述ヘタ
 ルノミニテ其ノ他ニハ何等演說無ク条約正文朗誦ノ後各全
 權委員ハ國名仏蘭西語「アルファベツト」ノ順序ニ依リ夫
 々署名調印セリ

調印当日米國政府ヨリ支那ヲ含ム四十八ヶ國政府ニ對シ仏
 國政府ヨリ勞農政府ニ對シ夫々本条約加入方ヲ招請セリ
 之ニ對シ右四十九ヶ國中ノ殆ント全部ヨリ加入ノ申入若ハ
 加入意向ノ申出アリタリ

本条約ハ客年十二月米國議會開會早々上院外交委員會ニ付
 託セラレタル処本条約カ米國ノ權利ト何等抵触スルモノニ
 非サルコトヲ特ニ明確ニセントスル趣旨ノ了解決議案ヲ提
 出スルモノアリ事態相当紛糾ヲ來セルカ終ニ本年一月十五
 日ニ至リ同委員會ハ本条約ハ何等自衛權ヲ毀損セス、自衛
 權ノ下ニ於ケル防衛ノ中ニハ「モンロー」主義ヲ維持スル
 ノ權利ヲ包含シ、本条約違反ノ場合締約國ハ何等制裁ヲ課
 スヘキ義務ヲ負ハス、本条約ハ他國間ノ条約ニ對スル米國

ノ地位ヲ何等変更スルモノニ非ストノ趣旨ノ報告ヲ単ニ同
委員会ノ本条約ニ対スル解釈トシテ記録ニ止ムル意味合ヲ
以テ上院ニ提出スルコトニ折合ヒ上院ハ同日八十五対一票
ノ多数ヲ以テ本条約ニ協賛ヲ与ヘ次イテ一月十七日大統領
ハ之カ批准ヲ了セリ

而シテ三月二日英本国、英自治領及印度、米、独、伊、
「チェッコスロヴァキア」ノ十一政府ハ國務省ニ於テ本条
約批准書ノ寄託ヲ了セリ

其ノ後白耳義波蘭仏蘭西モ夫々本条約ヲ批准シ批准書ノ寄
託ヲ了セリ

尚「ソヴェエト」連邦ハ客年十二月二十九日波蘭及「リス
ニア」ニ対シテ本条約ノ即時実施方ニ関スル議定書締結
方ヲ提議シ之ニ対シ波蘭ハ露西亜隣接国ノ共同署名ヲ固執
シ連邦側ハ先ツ波蘭トノ間ニ本件議定書ヲ締結シ兩國以外
ノ諸国ニ対シテハ兩國ノ署名後其ノ参加ヲ勧誘センコトヲ
主張シ兩國間ニ交渉ヲ重ネタルカ漸ク意見ノ合致ヲ見二月
九日莫斯科ニ於テ「ソ」連邦、波蘭、羅馬尼、「ラトビア」、
「エストニア」ノ五国代表間ニ共同署名ヲ見タリ

本全権ハ御言葉ノ如ク日本ノ政策ハ全ク極東及世界ノ平和
ニ貢献スルニアルヲ以テ将来戦争アリトスルモ日本ヨリ起
スコトナキハ勿論ナリト述ヘ出発前田中首相ヨリ貴国政府
ニ対シ支那問題ニ関シ日本ノ立場ヲ説明シ其ノ諒解ヲ得ル
様措置スヘキ旨内命アリタリトテ露支兩國ト接壤スル日本
カ極東ニ於テ特殊ノ地位ヲ有スルコト過去ニ於テ自衛ノ為
メ二回ノ戦争ヲナスノ已ム無カリシコト日本ハ野心ヲ抱藏
ストノ説ヲ流布スルモノアルモ右ハ全ク虚構ノ臆説ニシテ
日本ノ政策ハ平和ト秩序維持ニアリ最近其ノ支那ニ於テ執
ル所ノ措置ノ如キモ生存的重大ナル利益ヲ保持スルヲ目的
トシ之レ一ニ第三次戦争ノ如キヲ欲セサルカ為メナルコト
ヲ説明セリ

於茲首相ハ露西亜問題ニ触レ同問題ニ関シテハ日仏ノ利害
相一致ス勞農政府ハ其ノ鋒先ヲ仏本国ノミナラス印度支那
ニモ向ケ居ル処同地ノ共產分子ハ毎ルヘカラサルモノアリ
テ支那ニ於ケル紛擾ノ醸成ニ与リツツアリ仍テ吾人ハ相提
携シテ之ニ對抗スルノ要アリト述ヘタル後仏国政府ハ支那
ニ於ケル日本ノ特殊ノ地位ト其ノ政策ニ付テハ充分ニ諒解
シ居リ毎年日本ノ採リタル態度ノ誠実公正ナルヲ認ムト述

157 昭和3年8月28日 在仏国安達大使より
田中外交大臣宛（電報）

不戦条約及び中国問題に関する内田全権とポ
アンカレー首相との会談要領

パリ 8月28日後発
本省 8月29日前着

第二七四号
内田全権ヨリ

往電第二六三号末段ニ関シ二十七日午前安達大使同伴「ポ
アンカレ」ヲ往訪ス会談ノ要領左ノ通

先ツ首相ヨリ歓迎ノ挨拶アリシニ付今回来仏ニ際シテノ仏
国政府諸般ノ好意ヲ謝シ同政府ノ提唱ニ依リ成立セシ不戦
条約ニ調印スルヲ欣幸トスル旨ヲ述ヘタルニ首相ハ仏国ハ
最初凡テノ現存条約ノ保障ヲ得ル条約ヲ作ル積リニテ米案
トハ異ナルモノヲ欲セシモ同案ニテモ右ノ保障アリト云フ
コトヲ知り米国ノ主張ヲ入レテ調印スルモノナリ仏国政策
ノ根本ハ平和ニ在ルヲ以テ不幸ニシテ今後万一戦争アリト
スルモ夫ハ仏国ノ起ストコロニアラサルヘク又同様日本ノ
起ストコロニモアラサルヘシト云ヒタリ

ヘタルニ付同首相カ日本ノ対支政策ニ付完全ナル諒解ヲ有
スルヲ謝シ御多忙ノ処故之レ以上詳説セサルモ「ブリア
ン」氏ニハ充分説明シ置キタル故同氏ヨリ御聴キ取りアリ
度シト云ヘルニ「ポアンカレ」ハ既ニ御会見ノ内容ニ付テ
ハ外相ヨリ詳シク話アリ貴全権ノ見解ト仏国政府ノ見解ト
カ完全ニ一致シ居ルヲ知り大喜ヒ「ブリアン」ニ対シテ
ハ過去ニ於ケルト同様仏国政府ハ日本ノ立場ヲ充分諒解シ
同国ト友誼的ニシテ卒直ナル協力ヲナスノ政策ヲ遂行スル
ヲ要スル旨申シ置キタル次第ナリト語レリ
欧米各大公使露土波智各大公使ヘ転電セリ

158 昭和3年8月28日 田中外交大臣より
在米国澤田臨時代理大使その他宛
（電報）

不戦条約に対する本邦各紙社説について

本省 8月28日後発

合第三四一号

不戦条約ニ対スル新聞評

情報ニ不戦条約成立ニ対シ当地新聞ハ二十七、二十八両日
ニ亘リ殆全部社説ヲ以テ条約成立ヲ祝福シ右ハ世界恒久平

和確保へノ一段階ニシテ国際史上ノ一大盛事ナリト為シ且ツ国際的協調及平和ノ運動ニ及ホスヘキ精神の效果ノ大ナルヘキヲ期待シ速カニ多数国家ノ加盟ヲ慫慂シ居レリ尚ホ各紙独自ノ主張ト見ルヘキモノ左ノ如シ

(朝日) 米國ニモンロー主義ノ特權アリ英國ニ特殊地域ノ除外アリ仏國ニ既得諸條約ノ留保アル外自衛權ニ関スル伸縮自在ノ諒解アリテ未タ理想ニ遠シト雖モ各國ノ進ムヘキ目標ハ明確トナレリ然レトモ之カ実効ヲ収ムルト否トハ締約國將來ノ責任ニシテ各國ノ誠意如何ニ存ス

(日日) 条約ハ何等制裁規定ヲ含マス加之幾多ノ留保条項ヲ認メテ全ク骨抜トナリ実質ハブライアン・ルート条約ト同類ノモノトナリタリト雖モ之ニヨリテ生スル米國ト連盟トノ新關係ハ重視スヘキモノナリ

(報知) 条約ハ其履行ヲ一ニ締約國ノ道德的誠意ト輿論ノ鞭撻トニ求メ何等強制力ノ存在ヲ認メサル処國際間ノ現状ハ斯ル具體的強制力ナキ條約ヲ以テ戦争排除ノ實際的手段ト看做シ之ヲ信頼シ得ルヤ否ヤ

(大阪毎日) 本條約ノ直接具體的効果ハ(一)米國カ國際協調運動ニ加入シ平和保障團ノ有力ナル一員トナリ(二)列國殊ニ

誠意ト信義ニ俟ツ所多シト言フニ一致セリ

米ニ転電シ仏、独、白、露、伊、蘭、瑞典、波蘭、「チエッコ」西班牙、連盟ニ郵送セリ

昭和3年8月29日 在米國澤田臨時代理大使より
田中外務大臣宛(電報)

不戦条約調印に関する米國各紙論調について

ワシントン 本 省 8月29日前着 発

第三〇一号

不戦条約調印ニ関シ當國新聞ハ最近巴里等ヨリノ詳細ナル通信ヲ掲ケ二十八日一斉ニ論評ヲ加ヘ本條約ノ成立ヲ祝福シ當國政府ノ成功ヲ唱ヘ本條約カ結局世界ノ平和ニ貢獻スル処大ナルヘキヲ述ヘタルカ其ノ外紐育「タイムズ」ハ本條約ハ連盟規約ト趣旨ヲ同シクスルモ連盟規約カ更ニ進シテ戦争防止ニ関スル細目ノ方向ヲ仮定セル事ハ米國ノ受諾シ得サリシ処ニシテ米國ハ本條約ニ基ク道德的義務ヲ受諾セムトスルモノナリトシ紐育「ウォールド」ハ條約ノ規定カ漠然タルカ故ニ署名國ノ設定スル先例カ益々重要トナル訳ニテ殊ニ米國ハ一層平和手段ニ依リ紛争解決ヲ計フヘキ

英米ノ大海軍主義者又ハ主戰論者ノ唱フル軍備擴張論ノ根拠ヲナス口実ヲ激減セルコトナリ

159 昭和3年8月28日 在英國佐分利臨時代理大使より
田中外務大臣宛(電報)

不戦条約調印に関する英國各紙社説論調について

ロンドン 本 省 8月28日前着 発

第一八二号

二十七日新聞紙ハ何レモ不戦条約調印ヲ主題トセル社説ヲ掲ケテ之ヲ賞揚シ居レルカ論旨略一様ニシテ「國際連盟ヲ提議シナカラ之ニ加ハラシテ列國ヲ失望セシメタル米國ハ新ニ不戦条約ヲ提案シテ其ノ欧州ト協力シテ世界平和ニ貢獻セントスル誠意アルコトヲ明ニセリ此ノ種約束ニ兄弟國タル米國ノ支持アルコトハ吾人ノ最モ力強ク感スル処ナリ同條約ノ意義ハ寧ロ道德的ノモノナルカ各國カ留保ヲ付シ居リ條約ノ文言モ漠然タル所アルヲ以テ之ニ依リ直ニ一切ノ戦争ヲ廢絶セシメ得ヘントハ考ヘラレサルモ其ノ世界人心ニ及ホス影響甚大ニシテ本條約目的ノ達成ハ署名國ノ

地位ニ在リト論シ費府「レコード」華府「スター」ハ欧州ニ於テハ米國上院ノ本條約批准ヲ俟テ之カ批准ノ手續ヲ執ラムトセムモノト認メラルル処上院カ本條約ヲ歓迎セル國民ノ意向ヲ示サムトセハ本條約ヲ批准スルノ外無ク右ハ殆ト疑ナキ所ナリトシ「バルチモア・サン」、費府「インクワイラー」ハ世界平和ノ確保ハ独リ此ノ種條約ノ成立ノミナラス軍備縮小ニ係ルモノナルヲ以テ今後更ニ軍備縮小ノ行ハレム事ヲ希望シ紐育「ヘラルド・トリビューン」、華府「ポスト」ハ戦争否認條約ニ頼ルノ余リ必要ナル欲望ノ手段ヲ犠牲ニスルノ危険ナルヲ説キ「ブルックリン・デリー・イーグル」ハ此ノ際各種ノ疑惑ヲ生シ居レル英仏海軍秘密協定ノ発表セラレ居ラサルヲ遺憾トスト論シ居レリ
仏ニ転電シ仏ヲシテ英、独、伊ニ郵送セシム

161 昭和3年8月29日 在仏國河合臨時代理大使より
田中外務大臣宛(電報)

不戦条約調印に関する仏國各紙の論調

パリ 本 省 8月29日後着 発

第二八一号

⁽¹⁾不戦条約調印ニ関スル当地主ナル新聞論調ハ二、三左傾的ノモノヲ除キ（其ノ他）ハ概ネ之ニ慶賀ノ意ヲ表シ又独逸カ本条約ニ加ハリ「ストレーゼマン」外相ヲ特派セシコトハ独仏關係将来ノ為祝福スヘキコトナリト述フルモノ多キ処主ナル論評大要左ノ通

一、不戦条約ノ効果ニ関シテハ本件条約ニ依リ直ニ戦争ノ絶無ヲ期待スルヲ得サルモ右目的ニ向ツテノ重要ナル第一歩ヲ踏出シタルモノナリトスルモノ最モ多数ニシテ「タン」、「デバ」、「プチ・パリジアン」其ノ他亦不戦条約成立ノ結果欧州平和維持ノ為米國ノ道義的保障ヲ得ルニ至レルヲ喜フ旨ヲ述フルモノモ二、三アル処（「マタン」等）右ニ対シ「エコ・ド・パリ」ハ今後万一侵略國ニ対シ連盟規約又ハ「ロカルノ」条約ノ発動ヲ要スル場合米國側ノ道義的掣肘ヲ受クルコトナリタリト論セリ
二、調印式ニ於ケル「ブリアン」ノ演説ニ関シテハ「タン」ハ同演説中ノ「利己ノ為ニスル戦争ハ不正トセラレ」云々ノ句及本条約ノ精神の威力ニ関スル部分ヲ引用シタル後不戦条約ノ趣旨ハ右演説ニ依リ頗る的確ニ説明セラレタリト述ヘタルカ他方「フイギヤロ」「アクシオン・フ

臨時代理大使 栗原 正（印）

外務大臣男爵 田中 義一殿

不戦条約ニ対スル白国新聞論調報告ノ件

不戦条約ニ関シ当地新聞紙ハ引続キ或ハ論評ヲ加ヘ或ハ英仏独其他諸方面ノ新聞論調ヲ報道シツツアル処大体ノ空氣ハ該条約ニハ種々ノ欠陥アルニ依リ直ニ之ヲ以テ完全ナル平和ノ保障ト認ムルコト危険ナリト雖モ其ノ精神の效果ハ無視スヘキニ非スト云フニ在ルヤニ認メラルル次第ナルカ同条約署名ノ当日タル八月二十七日「エトアール・ベルジュ」紙ハ同条約カ理論の声明ニ過キササルナキヤヲ疑ヘル短評ヲ転載シ「ナシオン・ベルジュ」紙ハ該条約ヲ以テ曖昧ニシテ制裁ヲ欠キ而モ「アングロサクソン」側ノ留保ニ依リ一層効力ヲ弱メラレタルモノナリトノ評論ヲ掲ケ又「アランダンス・ベルジュ」紙ハ大要左ノ如キ論説ヲ掲ケタリ

信頼ト決定的安全保障トノ上ニ眠リ安全保障ノ為ニハ条約サヘアラハ充分ナリト信シ以テ一切ノ警戒ヲ抛擲スルコトハ各国民ニ取リ危険ナリトスルモ或条約ノ定ムル約束ノ意義ハ之ヲ無視スヘキニ非ス

ランセース」等ハ不戦条約ハ制裁ナキ内容空虚ノモノナリトテ「ブリアン」ノ所謂精神の威力云々ノ説明ハ承服シ難シト論シ又「アクシオン・フランセース」ハ調印式ニ於テ「ケロッグ」カ沈黙ヲ守リタルハ他ノ全権ノ口ヲ緘シ条約ノ解釈ニ関スル議論ヲ避ケムトセルモノナルヘシト評セリ

尚共產黨機關紙「ヒューマニテ」ハ勞農露國ハ原調印國ニ加ヘラレザリシコトニ付不満ノ意ヲ述ヘ不戦条約ハ勞農露國ヲ目標トスルモノナリト攻撃シタルカ右ニ対シ「デバ」ハ所謂「ブルジョア」政府ニ対スル國際条約ヲ無視セムトスル同國ノ参加ハ不戦条約ノ効果ニ対シ何等ノ価値ナシト酬ヒタリ
英、米、独、白、露、波蘭、「チエコ」ヘ郵送セリ

162 昭和3年8月29日

在ベルギー國栗原臨時代理大使より
田中外務大臣宛

不戦条約に対するベルギー各紙論調について

普通第一八八号

（9月18日接受）

昭和三年八月二十九日

在 白

吾人カ今ヤ巴里ニ於テ署名セントシツツアル条約ハ吾人カ大戰直後ニ於テ希望シタル保障ニ及ハサルコト遠シ吾人ハ英仏兩國ノ外米國ヲモ形式的ニ義務付ケタル安全保障条約即チ略完全ナル平和ノ保障ヲ希望シ且之ヲ与ヘラルルノ約束ヲ得タリシカ米國ハ突如孤立独立歩ノ幻想（蓋シ米國カ孤立独立歩ストハ幻想ニ外ナラス）ニ驅ラレ「ウイルソン」ノ約束ニ対スル批准ヲ拒絶シ且國際連盟ニ対スル加入ヲモ拒絶セリ
右米國ノ不干与ハ事態ヲ不明瞭ナラシメ「ジュネーヴ」ニ於ケル事業ノ意義ヲ弱メ汎主義者ヲシテ欧州ニ於ケル次ノ紛争ニ際スル米國ノ中立ヲ信スルニ至ラシメタリ而シテ「ロカルノ」条約ハ汎主義者ノ夢ヲ散スルニハ足ラサルナリ

今次巴里ニ於テ署名スル条約ハ休戦後ニ計画シタル右保障条約ニ代ハリ得ルモノニハ非ス不戦条約ニ制裁即チ一切ノ締約國ヲシテ違反國ニ対シ協力シテ当ルヘキコトヲ約サシムルコト欠如シ居レリ不戦条約ハ道德法ヲ形成スルニ止マリ漠然タル制裁ヲモ規定スルコトナシ故ニ不戦条約ノ効力ニ対シ過大ノ期待ヲ為シ又ハ戦争カ

之ニ依リ決定的ニ排除セラレタリト信スヘカラス国際法ハ既ニ或ル種ノ行為ヲ違法ト為シ居ルモ而モ或国ハ該行為ヲ敢テスルナリ然リト雖モ不戦条約ノ意義ヲ否認スルハ不当ナリ蓋シ人類ハ良心ヲ有シ之ヲ犯スハ一種ノ危険タレハナリ独逸ハ一九一四年ニ白国ノ中立ヲ侵害シ以テ世界ノ良心ヲ冒シタルカ後ニ悔イサルヲ得サリキ故ニ良心ニ訴フルノ手段良心ヲ発動セシムヘキ事項ヲ明白ナラシムル手段ハ凡テ有用ナリト云ハサルヘカラス而シテ不戦条約ハ戦争ヲ違法トスル道德法ヲ定メ各国之ヲ承認スル次第ナレハ右道德的意義ニ於テ有用ナル手段タルノミナラス署名国ヲシテ制裁ヲ適用スヘキ義務モ接近セシムヘシ例ヘハ米国ハ自己ノ発意ニ基ケル約束ノ無視セラルルニ対シ無関心ナルヲ得ヘキヤ殊ニ米、英、仏、伊、白、波蘭及英国自治領カ独逸ト共ニ敵ニ署名スル条約ノ意義ハ之ヲ輕視スヘキニ非サルナリ云々
右何等御参考迄ニ報告ス

163

昭和3年9月1日 在ポーランド松島公使より
田中外務大臣宛

不戦条約に対するポーランド各紙の論調につ

独リ社会党ノ機関誌「ロボットニツク」ハ不戦条約ヲ以テ平和ノ嬌飾ニ過キスト嘲リ若シ同条約ヲシテ有意義ノモノタラシメムトセハ先第一ニ世界ノ最大海軍強国タル英米二国間ノ協調ヲ実現セシメサルヘカラサル処實際ニ於テハ兩國ノ世界覇權把持ニ対スル競争ハ日ニ激甚ヲ加ヘツツアルニ徴シ此種ノ不戦条約ハ寧ろ滑稽味ニ富ムモノト謂ハサルヘカラス

(一)英米仏三国ニ取り共ニ重大ナル關係ヲ有スル海軍問題ニ関シ米國ニ謀ル事無クシテ英仏間ニ協定ヲ遂ケ陸軍ニ関スル仏國ノ希望ニ満足ヲ与フルト同時ニ海洋及海外領土ニ対シ注意ヲ集中セムトスル英國ノ企圖ノ如キ(二)米國政府カ仏國政府ヲ介シテ英國ノ蛇蝎視スル勞農露國ノ不戦条約参加ヲ慫慂シタルカ如キ(三)埃及解放運動ノ急先鋒タル *Natalis Pasha* ノ秘密ノ要請ニ応シテ米國カ直ニ同意ヲ表示シテ英國ヲシテ其ノ特殊關係ヲ有スル「スエズ」運河ニ関シ脅威ヲ感セシムルカ如キ皆英米ノ拮抗ヲ証明スルモノナリ吾人ハ勿論英米間ノ戦争目捷ニ迫レリト謂フモノニハ非サルモ前記ノ事實ハ今回ノ不戦条約カ平和ヲ保障スルモノニ非サル事不戦条約成立スルトモ戦争ノ危険ハ常ニ存スル事ヲ示

いて
公第一二八号 (9月21日接受)
昭和三年九月一日

在波蘭

特命全權公使 松島 肇(印)

外務大臣男爵 田中 義一殿

不戦条約ニ対スル新聞論調ノ件

八月二十七日調印ノ不戦条約ニ対スル当國新聞論調ハ大体ニ於テ讚賞ノ辭ニ滿サレ同条約ハ先年寿府ニ於テ波蘭ノ提唱シタル戦争排斥宣言ノ具体化シタルモノナル事ヲ誇示シ俛令同条約カ制裁ニ関スル規定ニ於テ欠クル処アリトスルモ其精神的威力ハ世界人心ノ平和化ニ偉大ナル効果ヲ齎スヘク從來国際協調ノ圏外ニ超越シタル米國ノ勢力ト權威トハ爾後世界平和政策ニ貢獻スル処大ナルヘシト謂フニ一致シ平和ニ専念スル波蘭ハ隣邦トノ友好關係ニ重キヲ置クモノニシテ不戦条約ニ「ソ」連邦政府ノ参加ヲ阻止セムトシテ英國政府ニ交渉スル処アリタリトノ風説ノ如キハ虚構ノ甚タシキモノニシテ波蘭ト勞農露國トヲ離間スル事ニ利益ヲ感スルモノノ策動ニ外ナラスト為セリ

スモノナリ云々ト論述セリ
右報告申進ス

164

昭和3年9月2日 在伊國松田大使より
田中外務大臣宛(電報)

不戦条約に対するアーノルド・ムツソリーニ
の演説等について

ローマ 9月2日前発
本省 9月3日前着

第九一号

三十日「アーノルド・ムツソリー」(首相弟)ハ黒襪衣隊諸侯ニ対シ国防充実及武装完備ノ必要ヲ演説セル際不戦条約ニ関シ左ノ通り述ヘタリ

余ハ伊國自ラ調印セル不戦条約ニ対シ冷笑スルヲ欲セス然シ乍ラ卒直ニ告白スレハ本条約及關係文書中ニハ巧妙ナル辭令ノ裏ニ揶揄ト不真面目トヲ発見スヘシ又過去百年ノ五分ノ四ハ常ニ戦争ニ従事セル仏國ノ首府ニ於テ調印セルカ如キハ「ブラトニツク」ノ行為ニシテ人類ノ歴史上良好ナル影響ナカルヘシ政治ハ醜惡ナル欺瞞ナリ某々調印國ハ陽ニ平和ヲ稱ヘ陰ニ武装準備ニ急ナルカ右ハ不信不義ト称ス

へキ外自己ノ侵略慾ニ対シ他國ノ故障ヲ予防セントスル惡辣ナル行為ナリト思考セラレ

「トリブナ」曰ク不戦条約ニハ尙大小數十國ヲ参加セシメントノコトナルカ從ラニ間口ノミヲ擴張シテ奥行ナキモノトナリテ實際ノ効力益々薄弱タルニ至ルヘシ吾人ハ敢テケチヲ付ケルニ非サルモ調印諸國ハ現ニ暗中飛躍ヲ試ミ攪乱ト疑惑トノ種ヲ蒔キツツアルニ鑑ミ平和ノ曙光到来セリナトトハ夢想タモスル能ハスト述ヘ其ノ他當國新聞論調ハ右両説ト大同小異ナリ尙「フアシスタ」過激派ノ機関紙「インペロ」ハ本件ニ付無遠慮ノ記事ヲ掲ケタル為其ノ筋ヨリ警告ヲ受ケタリト云フ

165 昭和3年9月3日

在アレキサンドリア横山総領事より
田中外務大臣宛

不戦条約とエジプトについてのエジプト紙大

要報告

付属書 二新聞社説要約

公第二〇八号

(10月2日接受)

昭和三年九月三日

在アレキサンドリア帝國総領事 横山 正幸(印)

壞ニ外ナラサリシカ漸クコノ誤レルヲ發見シ不戦条約ニ依リ殺戮ヲ避ケ社会福祉ノ為メ平和活動ヲ試ミントシ居ルハ喜フヘキコトニテ此ノ不戦条約署名當日カ世界ニ於テ最モ偉大ナル平和ノ使徒「モハメット」誕生紀念日ニ該當スルハ一層喜ヒヲ深クスルモノテアル

雖然右不戦条約カ今後絶対ニ戦争ヲ廢除シ得ルヤ否ヤハ、未タ一般人類ヲ支配シ居ル利己心、並徳性ト宗教心ノ稀薄ヨリ来ル領土慾ノ存在シ居ル今日、不明ナリト云ハサルヘカラス要ハ各自ノ心ヨリ好戦的ノ本能ヲ除キ平和ヲ愛スルノ念ヲ注入シ以テ本計画カ好収獲ヲ齊スヤウ努力スヘキニアリ云々

「アル・モカッタム」紙社説(八月三十日)

埃及ハ不戦条約加入ヲ勧誘セラレタルヲ以テ当局者ハ諾否ヲ返答セサルヘカラサル立場ニ在ル処英京ニ於ケル空中防禦演習ハ不戦条約署名ノ為メ「ケロッグ」氏ヲ初メ各国代表カバニニ参集セントシ居リシ折柄奇妙ニ感セラレ而シテ今ヤ条約締結サレタルニ英國ハ右演習後空軍ノ擴大ヲ計ラントスル模様ナリ尤モ過去ノ歴史ヨリ見テ世界ノ平和ハ半ニ一戦争ト次回戦争トノ間隙ニ過キサリシ事實ヲ考量セハ

外務大臣男爵 田中 義一殿
埃及ト不戦条約ニ関スル件

本件ニ関スル在「カイロ」発行二埃及新聞ノ社説大要邦訳文別紙ノ通り何等御参考迄送付ス

(付属書)

「アル・イティハッド」紙社説(八月三十日)

自己拡大ノ念及自己心ハ総ニル世間ノ禍害ノ基ヲナスモノニテ各人カ自己ヲ愛スル如ク他人ヲ愛シ共同シテ人道ノ為メ活動セハ人生ハ完全ニ近カカルヘシ

今ヤ列國カ実現ヲ熱望スル平和協調ノ政治ハ既ニ数世紀前宗祖「モハメット」ニ依リ唱ヘラレタル処ニシテ「モハメット」ノ教義ハ此ノ利己心ナル本能ヲ全然除去スルコトニ在リタリ「モハメット」カ既存宗教ニ対シ革命ヲ唱ヘ為メニ嫌惡迫害サレシモ「アラビヤ」ノ未開ノ地ニ在リ忍耐良ク最後ノ勝利ヲ獲タルハ正義平等ヲ基トスル單純ナル生活様式ヲ要求セシ賜ニテ斯カル正義平等ノ主張コソ人類ヲ完結ニ導クモノナリ

従来歐洲諸國民カ各々利己心ヲ満足セシメンカ為メ心身ヲ勞シ科学ノ力ヲ以テ争ヒキタリシ結果ハ哀ムヘキ相互ノ破

軍備問題ハ不戦条約署名ノ精神ノミヲ以テ論スルヲ得サルヘキカスク云ヘハトテ吾人ハ世界ヲシテ其ノ精力ヲ軍備ノ充実ノミニ消耗セシメ全世界ヲ悲歎ト哀悼ニ打沈メ来リシ戦争ヲ今後拒否スヘキコトヲ列國カ表明セシ処ノ右新条約ノ価値ヲ疑フモノニ非ス其ノ価値ノ大小ニ不拘埃及ハ世界ニ於ケル平和好愛國民中ノ第一列ニ在リ即チ軍備ノ小ナルコト軍需品ノ少ナルコトハ其ノ証拠テアル

今回人口及富強世界第一ニ在ル米國ハ不戦条約締結加入方ヲ勧誘シ来レル処右米國ノ行動ハ埃及ノ独立カ國際的ニ認識セラレシモノトシテ重要視シ得ヘク又同時ニ列國カ埃及ノ独立ヲ援助シ居ルモノト見得ヘキヲ以テ埃及ハ此ノ勧誘ヲ感謝シ絶好ノ機會ヲ活用セサルヘカラス云々

166 昭和3年9月4日

在チェッコスロヴァキア國永田臨時代理公使より
田中外務大使宛

不戦条約調印に際してのチェコ各紙論調につ

いて

公第一〇七号

昭和三年九月四日

(9月21日接受)

在チェッコスロヴァキア国

臨時代理公使 永田 安吉（印）

外務大臣男爵 田中 義一殿

「ケロッグ」規約調印ニ際シ致国新聞論調報告

ニ関スル件

八月二十七日巴里ニ於テ調印セラレタル「ケロッグ」規約ニ関シテハ当国諸新聞ハ筆ヲ揃ヘテ調印ノ日ノ前後ニ於テ之ヲ論評シ其ノ所見ヲ明ニシタルカ何レモ本規約ノ成立ヲ祝シ或ハ此ノ規約ノ道德的価値ノ大ナルコトヲ高唱シテ本規約ノ違反ハ不可能ニアラサルモ頗ル困難ナルモノナリト認メ或ハ先人ノ以テ「ウトーピア」ト看做シタル戦争廃棄カ今日茲ニ現実ニ具体化セラレタリト祝シ或ハ本規約ハ特ニ小国ニ対シ其ノ効果大ナリトシ更ニ本規約ノ成立ヲ機会トシテ米國ハ欧州問題ニ対シ援助ヲ為スニ至ルヘシト期待シタルカ独リ共産党ノ機関紙ノミハ「ケロッグ」規約ハ帝國主義的政策ノ産物タルニ過キス真ノ平和ノ保障ハ「ソヴィエット」政府ノ提議セル軍備撤廃ニ依リテノミ達成シ得ヘシト論シタリ尚右ノ内代表的ノモノト認メラルル「プラーゲル・プレッセ」ノ論說要訳左ノ通茲ニ御報告ス

ルノ」条約成立シ独仏白三国ハ相互ニ如何ナル場合ニ於テモ戦争ニ訴ヘサルコトヲ約シ英伊兩國ノヲ保障スルコトトナリ平和確保ニ対シ一大進歩ヲ為シタリ次テ昨年連盟総会ニ於テ波蘭ノ提議ニ基キ総会ハ五十ヶ国ノ責任アル代表者ノ同意ヲ以テ一切ノ攻撃的戦争ヲ違法トシテ之ヲ禁止スヘキ声明ヲ為シタリ特ニ「ロカルの」条約ハ仲裁々判条約ニ依リテ追補セラレ平和保障ヲ一層強固ナラシムルモノナルモ其ノ参加国ハ欧州ノ重要諸國ヲ包含スルニ止マル
然ルニ今回ノ「ケロッグ」規約ハ十五ヶ国ニ依リテ締結セラレ其ノ内ニハ六大國特ニ米國ヲ包含スルノミナラス更ニ全世界ノ諸國ニ依ッテ加入セララルコトヲ得ルモノナルニ鑑ミ其ノ意義ノ重大ナルコトヲ認ムルコトヲ得ヘシ「ケロッグ」規約ハ其ノ内容ニ於テ戦争放棄ノ義務違反ニ対シ執ルヘキ処置ヲ決定セスト雖モ此ニ対シ道德的ノ意思ヲ表明シ以テ将来本問題ノ決定ニ対シ基礎的精神ヲ構成スルモノト謂フヘク更ニ違反國ニ対スル処置ニ関シテハ吾人ハ新規約以外ニ現ニ連盟規約「ロカルの」条約其ノ他ノ保障条約ニ於テ有効ナル諸規定ノ嚴存セルコ

「ケロッグ」規約ノ調印ハ欧州及世界ニ対シ歴史的事実

タルニ値ス六大國並ニ欧州ノ三小國ノ代表者ハ人口九億ヲ代表シテ其ノ國民ノ名ニ於テ國際紛争ノ解決手段トシテ戦争ヲ放棄スヘキ条約ヲ締結シ以テ将来ハ其ノ性質ノ如何ヲ問ハス一切ノ紛争ハ平和的手段ニヨリテ解決セララルコトトナレリ此ノ事タルヤ戦後欧州及世界政局ノ発達並ニ平和確保ニ対スル十年間ノ努力ニ対シ一個ノ實際的効果ヲ齎シタルモノトシテ歡喜シテ之ヲ迎フヘキナリ素ヨリ戦争ヲ拒否シ新ナル國際關係ヲ成立セシメムトスル企圖ハ本規約ヲ嚆矢トスルモノニアラス一九二四年十月二日寿府國際連盟總會ニ於テ五十四ヶ國ノ代表者ハ自衛ノ為若クハ連盟規約ニ依リ理事會又ハ總會ノ了解ヲ得ルニアラサレハ何國ニ対シテモ戦争ヲ行ハサル条約ヲ可決シタリ此ノ寿府平和議定書ハ今回ノ「ケロッグ」規約ニ比シ更ニ参加國廣汎ナルト共ニ國際紛争ノ平和的解決ノ具体的方法ヲ規定シ且ツ本議定書ニ違反スル場合又ハ仲裁手續不履行ノ場所ニ於テ執ルヘキ具体的処置ヲ規定シ既ニ十九ヶ國ノ批准ヲ得タルモ不幸ニシテ今ヤ一個ノ抽象的企画トシテ止マルニ至レリ其後一年ニシテ「ロカ

トヲ記憶セサルヘカラサルト共ニ更ニ平和ノ保障及紛争ノ平和解決ノ問題ハ今ヤ大ナル努力ヲ以テ研究セラレ居リ将来ノ實現ヲ期待セラレツツアルコトヲ忘ルヘカラス以上ノ意味ニ於テ吾人ハ新規約ヲ歡迎スルモノニシテ又致國代表力之ニ署名シタルモ亦此ノ精神ニ基クモノナリ

167 昭和3年9月8日

在英國佐分利臨時代理大使より
田中外務大臣宛

不戦条約と米国のモンロー主義に関する各種

言説について

普通第四二一号

(10月1日接受)

昭和三年九月八日

在 英

臨時代理大使 佐分利 貞男（印）

外務大臣男爵 田中 義一殿

不戦条約ト米國ノ伝統的態度並ニ「モンロー」

主義ニ関スル言説報告ノ件

八月二十七日不戦条約調印ノ後為セル「ステートメント」ニ於テ英國全權外相代理「クッシュェンダン」卿ハ米國ノ不戦条約ニ対スル態度ニ言及シ不戦条約ノ發議及完成ニ關連

シ「ケロッグ」ノ為セル又ハ述ヘタル所ノモノハ欧羅巴ノ
錯節ニ超然タラントスル亜米利加ノ伝統ニ何等ノ変更ヲ来
スモノニアラサルコトヲ了解スルコト緊要ナリト述ヘタル
趣ナリ又八月二十九日「マンチェスター・ガーディアン」ハ
「埃及トモンロー主義」ト題スル論文ヲ掲ケ英国政府ハ不
戦条約ノ受諾ニ際シ埃及ニ「モンロー」主義ヲ適用セント
スル留保ヲ為シタルカ抑モ「モンロー」主義ハ欧州帝国主
義ノ「ラテン・アメリカ」ニ侵入セントスルニ反対セル一方
の宣言ニシテ之ヲ埃及ノ如キ特殊地域ニ於ケル利益ノ保護
ノ為ニ適用セントスルハ誤レリトナシ曩ニ米國ノ連盟ニ対
スル気受ヲヨカラシメンカ為ニ連盟規約中ニ之ヲ認ムル条
項ヲ挿入シ元来一方の宣言ナリシモノヲ変シテ普遍的ノモ
ノト為シタル為「ラテン・アメリカ」諸國ノ連盟加入ヲ困
難ナラシメタリトシ「コスタリカ」カ國際連盟理事會議長
宛書翰ニ於テ規約第二十一条ニ用ヒラレタル「モンロー」
主義ト云フ句ノ意味ニ付有権の解釈カ与ヘラレサル限り連
盟國トナリ得サルコトヲ宣言スルニ至リタルコト等ヲ挙ケ
規約中ニ「モンロー」主義ヲ入レタルコトハ大ナル失錯ナ
リシカ之ヲ不戦条約ニ関連シテ為セル英国ノ留保中ニ入レ

右何等御参考迄關係新聞切抜相添ヘ報告申進ス

168 昭和3年9月28日 在米國澤田臨時代理大使より
田中外務大臣宛(電報)

内田全権米國大統領に謁見について

別電 九月二十八日付在米國澤田臨時代理大使より田

中外務大臣宛第三二六号

謁見要領

ワシントン 9月28日 発
本省 着

第三二五号

内田全権ヨリ

本全権二十六日紐育到着ニ際シテハ在内地國務省代表者同
省ノ命令ニ依リ態々本全権一行ヲ乗船ニ出迎ヘ一行ノ為メ
警衛其他諸事特別ノ便宜ヲ供与シ又二十七日華府到着ニ際
シテハ「ジョンソン」次官補以下國務省極東部幹部及儀式
部主任等打揃ツテ一行ヲ出迎ヘ充分歓迎ノ意ヲ表シタルカ
本二十八日午前澤田代理大使同伴大統領ニ謁見ノ際モ「ケ
ロッグ」長官ニ於テ態々紹介ノ勞ヲ執リ大統領ハ頗ル懇懃
ノ態度ヲ以テ本全権ヲ接見セラレタリ右謁見ノ際本全権ト
大統領トノ談話要領別電第三二六号ノ通ナルカ尚大統領ヨ

タルニ至リテハ更ニ大ナル失錯ナリトシ英國ノ埃及ニ於ケ
ル利益ハ米國ノ「バナマ」及「ニカラガ」ニ於ケル利益ト
同様性質ノ特殊且緊切ノモノニシテ「モンロー」主義トハ
全然關係ナク「モンロー」主義ナキモ何等ノ変更ヲ受ケス
永存スヘキモノナリ然ルニ英國政府ハ埃及ニ於ケル特殊利
益ヲ蓋ハンカ為ニ該主義ヲ誤ツテ使用シ其ノ結果各方面ニ
悪影響ヲ及シ不戦条約ハ其ノ力ヲ弱メラレ北米合衆國ハ疎
ンセラレ「ラテン・アメリカ」ハ不戦ニ関シ猜疑心ヲ抱キ
埃及ハ旧世界ニ適用アル「モンロー」主義存在ストノ假定
ニ挑戦スルニ至レリト為シ「ナハス・パシヤ」カ曩ニ埃及
ハ主權國ニシテ其ノ不知ノ間ニ商品ノ如ク売買セラルルコ
ト能ハストノ電報ヲ挙ケタルコト亞米利加ヨリ好意アル回
答ヲ与ヘタルコト然ルニ埃及國立憲内閣カ倒サレタル為何
等ノ結果ヲ齎スコトナクシテ終リタルコト等ヲ述ヘ右埃及
ノ抗議ハ何等ノ効果ヲ得スシテ終レリト雖モ埃及カ政治的
及社会的不安ノ源泉ナルコト及埃及ニ英國「モンロー」主
義ノ存在シ得サルコトヲ強調スルモノナリトシ埃及ノ如キ
特殊問題ヲ処理スルニ最モ適當ナル方法ハ之ヲ能フ限り國
際連盟ノ管轄下ニ置クニアリト論セリ

リハ明二十九日午餐ノ招待アリ將又國務長官トハ本夕澤田
代理大使ノ晚餐會ニテ面會スヘキモ更ニ明日午前會談ノ答
前電ト共ニ在英大使ニ転電シ伊独ニ転電シ白、露、土、
西、葡、瑞典ヘ暗送セシム

(別電)

ワシントン 9月28日 発
本省 着

第三二六号

内田全権ヨリ

先ツ本全権ヨリ米國ノ努力ニ依リ今回不戦条約ノ調印ヲ見
ルニ至リタルコトニ對シ慶賀ノ意ヲ述ヘタル所大統領ハ之
ニ對シ帝國政府ヨリ充分ナル賛助ヲ得タルコトヲ謝シ尚ホ
雜談ノ後支那ノ事態モ漸次平靜ニ向ヒツツアル模様ナルカ
其ノ途ニ安定センコトヲ希望スト述ヘラレタルニ依リ本全
権ハ之ニ同感ノ意ヲ表シ唯タ日本ハ他ノ諸國ト異ナリ支那
ニ隣接スル關係上同國トノ間ニハ種々ノ難問題アルモ出来
得ル限り之カ解決ニ努メツツアル旨ヲ答ヘタルニ大統領ハ
支那時局ニ関シ從來同様將來共日本ト協調ヲ維持セムコト
ヲ希望スト述ヘラレタルニ付之ニ對シ謝意ヲ表シテ引取レ

昭和3年10月1日 在伊国松田大使ヨリ
田中外交大臣宛

伊国の不戦条約調印式に使節を派遣せざりし経緯について

機密公第二一四号

(10月24日接受)

昭和三年十月一日

在伊

特命全権大使 松田 道一(印)

外務大臣男爵 田中 義一殿

伊国カ不戦条約調印ニ際シ特ニ使節ヲ

派遣セザリシ経緯ニ関スル件

本件ニ関スル当館諜報者ノ報告左記ノ通り御参考迄報告申進ス

記

在伊米国大使「フレッチャー」ハ伊国独リ「ケロッグ、パクト」ヲ単ニ其ノ在仏大使(「マンゾーニ」伯)ヲシテ署名セシメタル事実ニ甚シク失望シタルカ「ケロッグ」自身モ伊国カ「パクト」ニ同意シナカラ他ノ諸国ノ如ク最重要

米三国海軍軍縮会議ニ其参加ヲ拒絶シタル次第ナルヲ以テ「ケロッグ」ハ仮令「ムッソリーニ」カ巴里ニ赴キ不戦条約ニ調印スルコト能ハストスルモ少クトモ彼ノ代理トシテ閣員又ハ特別使節ヲ派遣シ米国ノ成立セシメタル協約ノ重要ナルコトヲ強調スヘシト確信シ居タルヲ以テ「フレッチャー」ニ対シ右趣旨ニテ伊国首相ト談合スヘキヲ訓令セリ依テ「フレッチャー」ハ再ヒ「ムッソリーニ」ト会見セルカ其際「ムッソリーニ」ノ態度ハ丁寧ナリシモ同首相ハ協約ノ主義ニ賛成シタル以上ハ何人カ巴里ニテ「パクト」ニ調印スルモ其間何等ノ差異ヲ生セス右伊国ノ調印者ハ国王及伊国政府ヲ代表スルモノナリト即坐ニ答弁セリ之ニ対シ米国大使ハ右莊嚴ナル機会ニ際シテ伊国ヨリ巴里ニ特使ヲ派遣セシムル為「ケロッグ」ノ論旨ヲ大イニ力説シタルモ夫レ以上更ニ進ンテ巴里ヘ何人ヲ派遣スヘキカヲ「サゼスト」スルコトハ任国政府ニ対スル不当ノ内政干渉ト思考セラルヘキヲ以テ之ヲ差控フルノ外ナカリシカ本件ハ外務次官「グランディ」ニ語ルモ同一ノ目的ヲ達成シ得ヘシト思考シ「グランディ」ニ対シ同官コソハ米国カ条約調印ノ為ニ伊国ノ特別使節トシテ巴里ニ赴クコトヲ希望スル人物ナ

ナル国際的誓約ノ一トシテ之ヲ「エンファサイズ」スル行動ニ参加セス恰モ之ヲ輕視スルカ如キ態度ヲ執リタルニ不満ヲ感シタリ

最初「ケロッグ」カ各国ニ「パクト」ノ草案ヲ送付シタル際「フレッチャー」ハ首相ヲ往訪シ右ニ対シ賛否ヲ質シタルニ他ノ諸国就中仏国ノ態度ヲ確ムル迄其回答ヲ留保ストノコトナリキ

其後暫ラク経過シ「フレッチャー」ハ國務省ヨリ仏国ハ若干ノ留保ヲ付シテ「ケロッグ、パクト」ニ賛同シタルコト又伊国ニシテ直ニ回答セサルニ於テハ伊国ハ本問題ニ付意見ヲ述フル最後ノ国トナルヘク斯クテハ伊国ニ対シ面白カラサル結果ヲ生スヘキ旨ノ通報ニ接シタルニ依リ同大使ハ「ムッソリーニ」首相ヲ訪ヒタルニ同首相ハ仏国ノ態度ニ驚クト云ヒテ「ケロッグ、パクト」ヲ即時無条件ニ同意シタリ

「ムッソリーニ」ハ米国政府ノ彼ノ為ニ尽セルヲ多トシ又伊国カ華府海軍軍縮會議ニ依リ仏国ト同比率タルコト確定セラレタルハ華府ニ負フ処大ニシテ此ノ比率ノ同等ニ付變更セラルルコトアルヘキヲ懼レテ伊国ハ「ゼネヴァ」ノ日英

ル旨ヲ告ケタルニ「グランディ」ハ巴里行ハ其最モ望ム処ナリトシ首相ト相談スヘキ旨ヲ答ヘタリ
其後時日切迫シ各締約国ハ外務大臣又ハ特別使節ヲ選定シ「ケロッグ」亦伊国ノ意向如何ヲ頻リニ知ラムト欲シ再三「フレッチャー」ニ電報シ伊国政府ノ決定ヲ促サシメタルヲ以テ同大使ハ「グランディ」ニ数回会見シタルカ其受ケタル印象ニ依レハ「グランディ」ハ明白率直ニ「ムッソリーニ」ニ向ヒ伊国トシテハ「ケロッグ、パクト」ヲ承認セサレハ止ム一旦之ヲ承認シタル以上ハ伊国カ之ヨリ何等カノ利益ヲ得ル為華府政府カ最モ満足スル方法ニ於テ之ヲ為スヲ可トスル旨ヲ開陳スルコトヲ敢テナシ得サリシモノノ如シト云フ若シ「グランディ」ニシテ巴里ニ赴キシナランニハ他ノ諸国ノ代表者ト重要ナル会見ヲ遂ケ又恐ラクハ「ケロッグ」ト共ニ英仏海軍協定ニ対立的作用ヲ為スヘキ伊米海軍協定ノ基礎ヲ設定スルコトヲ得タリシナルヘシ然レトモ此等又ハ類似ノ議論ハ伊国首相ニ対シテ開陳セラレサリシモノト見エ結局「フレッチャー」ハ「グランディ」ヨリ目下多忙ニシテ伊国ヲ去ルヲ得ス依テ在仏巴里大使「マンゾーニ」伯ヲシテ「パクト」ニ署名セシムル旨ヲ通

報ニ接スルニ至リタリ

「フレッチャー」ハ「グランディ」外務次官ニ対シ若シ同大使ノ申出ノ通り伊国ニ於テ決定スルニ於テハ之ヲ以テ自己並「ケロッグ」ニ対スル個人的ノ「コンプリメント」ト思考スル旨ヲ述ヘ置キタル次第ナルニ鑑ミ伊国ノ此決定ニハ最モ失望シタリト云フ

170 昭和3年10月10日
在サン・フランシスコ井田(守三)総領事より
田中外務大臣宛(電報)

内田全権横浜到着に際しての新聞記者等への

対応振りにつき請訓

サン・フランシスコ 10月10日 発
本省 着

第八五号

内田全権ヨリ

支那問題ニ関シ欧米方面新聞記者ニ於テ本全権ノ使命ヲ問フモノアリタル場合ニハ何等特別ノ使命ヲ有セサルニ列國当局者ト会谈ノ機会ニハ腹藏ナク我立場ヲ説明シ居レリトノ趣旨ニテ適宜応接シ来レル處今回本全権横浜上陸ニ当リテハ自然内地記者ヨリ本全権ノ使命ニ付尋ヌルモノ多カル

内田全権の復命書

臣 康 哉

曩ニ戦争放棄条約ヲ締結シ其ノ約書ニ署名調印スルノ大命ヲ拝シ八月九日急遽闕下ヲ辞シ同月二十四日巴里ニ着セリ而シテ仏国政府ノ提示セル条約案文ヲ検討セルニ条章悉ク帝國政府カ本条約ニ関シ既ニ表明セル見解ト合致セルヲ認メタルヲ以テ八月二十七日他國ノ全権委員ト共ニ之ニ署名調印ヲ了セリ

謹テ本条約ノ内容ヲ査スルニ締約國ハ第一条ニ於テ國際紛争解決ノ為戦争ニ訴フルコトヲ罪惡ト認メ且其ノ相互ノ關係ニ於テ國策ノ手段トシテノ戦争ヲ放棄スルコトヲ宣言シ第二条ニ於テ其ノ相互ノ間ニ起ルコトアルヘキ一切ノ紛争ハ其ノ性質起因ノ如何ヲ問ハス凡テ平和的手段ニ依リ之ヲ処理解決スヘキコトヲ約シ第三条ニ於テ本条約ハ締約國ノ批准書カ総テ米國政府ニ寄託セラレタル後直ニ実施セラルヘク実施ノ上ハ世界ノ他ノ一切ノ國ノ加盟ヲ許スヘキ旨ヲ規定セリ

尚本条約ノ前文中ニ各締約國元首ハ今後戦争ニ訴ヘテ其ノ國家ノ利益ヲ増進セントスル締約國ニ対シテハ本条約ノ供

ヘク其ノ場合本全権ノ応答ニシテ将来貴方ノ説明ト齟齬スルハ面白カラスト存セラルルニ付右応酬振ニ対スル心得為念「ホノルル」ヘ電報置アリタシ
「ホノルル」ヘ転電セリ

171 昭和3年10月12日
田中外務大臣より
在ホノルル竹内(駒治)総領事代理宛
(電報)

内田全権横浜到着に際しての新聞記者等への

対応振りにつき訓令

本省 10月12日 発

第二三号

内田全権へ

桑港発本大臣宛電報第八五号ニ関シ

コレマテ内地ニ於テモ貴全権カ支那問題ニ関シ特別ノ使命ヲ有シ居ラルル様ニハ発表シアラサルニ付貴全権本邦到着ノ際ニ於テモ前掲貴電御来示ノ從來ノ御説明振ト同様ニ応酬セラレ結構ナリト思考ス

172 昭和3年10月31日

与スル利益ヲ拒否スヘキモノナルコトヲ確信スル旨ヲ特ニ明記セリ

將又締約國ノ自衛權ニ関シテハ本条約中特ニ明言スル所ナキモ其ノ条章ニ依リ毫モ之ヲ制限若クハ毀損スルモノニ非サルコトハ調印前ニ於ケル外交交渉ニ依リ明確ニ諒解セラレタル所ナリ

今本条約成立ノ經過ヲ顧ルニ客年六月仏國政府始メテ米國政府ニ対シ本条約ト概ネ同趣旨ノ条約ヲ兩國間ニ締結センコトヲ提議シタル処本年四月ニ至リ米國政府ハ其ノ範圍ヲ拡メテ多数國間ノ条約トナサンコトヲ主要列強ニ提議セリ而シテ今般我帝國、獨逸、米國、白國、仏國、英國、加奈陀、濠洲連邦、新西蘭、南阿連邦、愛蘭、印度、伊國、波蘭、「チェッコスロヴァキア」ノ全権委員ノ署名調印ヲ見ルニ至レル所以ノモノハ蓋シ本条約ノ主旨カ平和ヲ翹望スル各國一般ノ輿論ニ投合スルモノアルカ為ナルヘシ是レ臣カ本条約ノ調印ヲ機トシテ主要署名國当路者等ト親シク会谈シ又是等諸國ノ輿論ヲ詳ニ觀察シタル結果其ノ感ヲ深クシタル所ニシテ今ヤ列國咸テ本条約ノ成立ヲ以テ世界平和ノ為一大進歩ヲ劃セルモノトナスニ一致セルカ如シ

翻テ帝國政府ノ外交政策ヲ稽フルニ終始一貫極東ノ平和ヲ確立シ世界ノ平和ニ貢献スルヲ以テ其ノ根軸トス而シテ本条約ノ成立ハ実ニ此ノ公明ナル外交政策ニ合致スルモノト謂フヘシ

臣私カニ按スルニ世界万民ノ要望ニ応ヘ平和ノ目的ヲ具現セル本条約カ遠カラズ各締約国ノ批准ヲ得テ実施セラレ且新ニ多数国ノ加入ヲ見ルヘキハ今ヨリ期シテ之ヲ待ツヘク帝國ハ実ニ署名国中ノ主要ナル一國トシテ世界平和促進ノ為本条約將來ノ運命ニ関シ重大ナル責任ヲ有スルモノト思考ス

右謹テ復命ス

昭和三年十月三十一日

戦争放棄条約締結全権委員伯爵 内田 康哉

173

昭和3年11月15日

在米國出淵大使より
田中 外務大臣宛

不戦条約問題に関する米國國務長官演說要領

報告

普通公第五九四号

(12月14日接受)

昭和三年十一月十五日

調印国並ニ今日迄ニ本条約ニ加入シ又ハ加入ノ意思ヲ表示シタル国家ヲ合算シ既ニ五十八ヶ国ニ達シタリト述ヘ次ニ本条約ニ対スル留保乃至修正ノ問題ニ論及シテ本条約商議中各政府ヨリ諸般ノ疑問提起セラレタルカ自分ハ之ニ対シ公文ヲ以テ種々説明ヲ与ヘタル結果結局各共同条約案ニ何等ノ変更ヲ加フルノ必要ナキコトヲ諒得シ本条約付随ノ留保等存スルコトナシト述ヘ尚ホ自衛の戦争及本条約違反ノ場合等ノ問題ニ付詳述セルカ特ニ自衛権ノ問題ニ関シテハ從來政治家ニシテ幾度トナク攻撃國又ハ自衛ノ意義ヲ決定セムトシタルコトアルモ右企ハ未タ嘗テ成効シタルコトナキノミナラス如キハ反テ戦争誘発國ニ対シ通路ヲ与フルコトナルヘク將又法廷ヲシテ本問題ヲ的確ニ決定セシムルコト到底可能ナリトモ思ハレス加フルニ米國及他ノ多数諸國ハ決シテ右決定ヲ法廷ニ委付スルカ如キ条約ニ加入スルコトナカルヘシト信セラル自分ハ人類カ思想の訓練ヲ經タル結果國家間ノ關係ヲ法ノ原則ニ依リ支配シ一切ノ國際紛争ヲ挙テ法廷ノ決定ニ委スヘシトノ信念ニ達スル日ノ来ルヘキコトヲ期待スルモノナルモ右状態ハ教育、經驗等ニ依リ初メテ

在 米

特命全權大使 出淵 勝次(印)

外務大臣男爵 田中 義一殿

不戦条約問題ニ関スル十一月十一日國務長

官演說要領報告ノ件

「ケロッグ」國務長官ハ本月十一日紐育ニ於テ開催セラレタル「The World Alliance for International Friendship」ニ於テ不戦条約問題ニ関シ一場ノ演說ヲ試ミタルカ該演說要領左ノ通り

戦争廃止ノ最良ノ方法ハ仲裁裁判並和解制度ノ拡充及總テノ國家ニ依ル不戦条約ノ締結ニアル処右ハ其ノ背後ニ一般民衆ノ平和的意思存在セサルニ於テハ其ノ有効ナル運用ヲ期シ難シトテ一般民衆ニ対スル啓発運動ノ必要ナルコトヲ説キ進シテ現國務長官就任以来ニ於ケル仲裁裁判及和解条約問題ノ進歩ヲ述ヘタル後今次不戦条約締結ノ経緯ニ移リ本条約ノ原調印國ヲ比較の少数ノ國家ニ限リタルハ其ノ迅速成立ヲ希望シタル外他意ナク而シテ自分トシテハ本条約調印ノ上ハ他ノ多数諸國モ速ニ之ニ加入スヘキコトヲ予期シ居リタル処果シテ右予想ノ如ク原

達成セラルヘキモノニシテ現今世界各国ハ未タ斯種法廷ノ設立ヲ容認スル程ノ思想の階梯ニ達シ居ラスト信ス固ヨリ一國カ自衛ノ為メ行動スルモノナルコトヲ主張スルモ右ヲ以テ直チニ戦争開始ノ權利アリトハ云フヘカラス之カ為ニハ該主張カ世界ノ輿論並本条約締約各國ニ依リ正当トセラルルコトヲ要ス尚又本条約力制裁ヲ伴ハサルコトヲ非難スルモノアル処米國及他ノ多数諸國ハ本条約ノ執行ノ為メ軍事其他ノ行動ヲ執ルヘキコトヲ誓約スル意向ヲ有スルモノトハ信セラレス本条約ノ実施ハ一ニ各締約國ノ誓約並其他名譽ニ懸ルモノト云フヘク本条約ノ締結ハ一般輿論ヲ啓発シ並ニ世界各方面ニ於ケル道德的勢力ノ活動ヲ刺激シ其ノ結果戦争ノ發生ヲ從來ヨリ著シク困難トナラシムヘシト述ヘタリ

就テハ委細別添同演說原文ニ依リ御承知相成度右報告申進ス

(省略)

本信写送付先 在英、仏、伊、白、独、露各大使